

平成29年度包括外部監査
「補助金等に関する事務の執行について」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方

久留米市

令和2年3月

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	36, 37	総合政策部	財政課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>2. 共通の結果</p> <p>(2)全体への意見</p> <p>(全体意見1)補助金の効果の測定と終期の設定について</p> <p>監査中のヒアリング等で補助金の効果の測定に対する市の見解として多く聞かれたのは、その効果の測定が難しいことやその必要性が乏しいといった事項であった。しかし協議を進める中で、監査人側から指標の提案等を行うことにより、その効果の測定が可能と判断できる補助金も少なからずあったことは事実である。</p> <p>補助金は、公益性があり、かつ、市の政策の実現のために交付されるものであるが、これは補助金を交付するための最低限の要件であり、この要件を満たしていることが補助金の交付をすべて正当化するという、いわば免罪符となるわけではない。公金を充てる以上、そこには当然にその効果が求められて然るべきであり、補助金の交付ありきでその効果を事後的に測るのではなく、事前にその効果を見込んだ上で補助金の交付を決定する必要があるし、そうであれば自ずと効果測定の指標は定まるはずである。補助金の効果に対する意識は、担当部署により温度差があることから、市全体で、あらためて意識の統一を図っていく必要があるといわざるを得ない。</p> <p>また、補助金の効果測定のための指標の設定がなされないことの弊害となり得るものとして、補助金の廃止の時期(終期)の判断が困難となることが挙げられる。今回の監査では、監査対象のすべての補助金について、その終期の設定の有無の確認を実施したが、残念ながら終期が設定されている補助金は2件のみであった。市としては当然、今後その効果がないと判断される補助金は廃止する意向と思われるが、現状ではその効果について適切に判断し得る補助金は決して多いとはいえないのではないかと。「第1章. 3. 特定の事件を選定した理由」にも記載したが、補助金は一旦支出してしまうと既得権益化してしまい、有効性に明らかな問題がある、もしくは政策を大きく転換するなど補助金を廃止するための積極的要因の後押しがなければ、その廃止は難しく、長期にわたり交付され続けてしまう可能性が高い。また明確な終期の設定がなされないことで、市の財政が補助金の交付による長期的な負担を強いられ、またそれがかえって補助交付団体の自立を阻害し、市と補助金交付団体の永続的な依存関係をつくりあげてしまうことにもなりかねない。</p> <p>終期を明確にしておくことで、その都度、継続の必要性などを再度検討するよい機会が生まれることはいまでもなく、また、一般的に様々な契約にはその期限が設定されているが、これは期間満了時において、契約時に見込んだ効果が得られているかなどについて再検証を行う機会を設けるために設定されるものであり、負担付贈与契約と解される補助金についてこの趣旨を踏襲することはむしろ自然なことに思える。</p> <p>終期の設定を可能にするため、言い換えれば補助金を廃止すべき時期の判断を誤らないようにするため、補助金の効果測定のための指標は明確にしなければならない。その上で「設定した指標を達せられない場合」などを補助金の終期とすることで、補助金を適時に廃止することが可能となり、またその時々市の財政状態や市政を取り巻く環境の変化に弾力的に対応することもできる。</p>	意見	<p>平成30年度より補助金の効果測定を行う一環としてセルフレビューを義務付け、妥当性を慎重に検討した上で予算要求するよう各部に促しています。</p> <p>また、久留米市の総合計画第三次基本計画の中で、戦略的に取り組む事業に関する補助金は、事業立案時に目的や実施内容に即した進捗や成果の達成度を設定(政策評価制度)し、進捗管理を行うとともに、効果測定を行っています。</p> <p>補助金の終期については、継続の必要性や一定期間における効果検証に努めるため、新規補助金の導入時に、サンセット(実施期限)を設定し、要綱にその終期を明記するよう義務付けを開始しました。既存の補助金にも終期設定について検討します。</p>	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
2	29	37, 38	総合政策部	財政課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>2. 共通の結果</p> <p>(2)全体への意見</p> <p>(全体意見2)補助事業の網羅的な経費の把握について</p> <p>他の団体と特定の事業を実施するために実行委員会を組織し、補助金を実行委員会に交付して事業を実施している自治体は多く、これは久留米市も例外ではない。</p> <p>実行委員会を組織することのメリットとしては、市単独の事業として実施するより幅広く協力者を募ることができること、特定の事業について委託するより、ボランティア等の活用ができるため、より廉価で事業を実施することができることなどである。</p> <p>確かに実行委員会形式のメリットについては理解できるところであり、可能な限り最小の経費で最大の効果をあげるためのひとつの方法と言える。ただ、実行委員会が実施する事業に係る経費について、市はあくまで補助金支出額を含めた実行委員会の決算額で把握しており、当該決算額に対する補助金の効果を測っているが、この考え方については改善すべき点があると思われる。</p> <p>今回の監査の対象の中にも、実行委員会に交付した補助金が多かったところであり、補助事業の実施にあたり、市の職員や市の関連団体の職員が無償で補助事業の実施に参加、協力をしているケースが多く見受けられた。当然そこには、市や市の関連団体がその職員に対し負担している人件費があり、その人件費は、補助事業に係る収支決算書には計上されず、市や市の関連団体において、当該職員に対する人件費として計上されている。しかし、補助金の費用対効果を測定するにあたっては、このようなみえざる人件費も考慮にいれて、その効果について論ずる必要がある。真の経費を網羅的に把握することによって、現状より高い次元での補助金の効果が求められるであろうし、また、補助金として交付するよりも、業務委託にしたほうが効率的となるなどの、様々な意思決定に有用な材料ともなり得る。補助金の有効性判断やその他様々な意思決定を適切に行っていくために、少なくとも、市及び市の関連団体の職員の無償の人材提供については、補助金の効果測定を行うにあたり、考慮してその判断にあたるべきと考える。</p>	意見	<p>実行委員会に補助金を支出する基準は、その事業の目的に、公益性があると判断できる場合であり、対象とする経費もこの範囲に限定されます。この補助金の使途が公正であり、目的に沿ったものだったか、また期待する効果に繋がったかを判断するために、実績報告書にある決算額等を確認しています。</p> <p>一方、実行委員会と市が共に事業を実施する場合、市の役割分担として職員が事業に参加、協力するため、人件費が発生することがありますが、これは市の実施として事業実施にかかる費用と捉えており、実行委員会に支出する補助金とは別と考えております。</p> <p>しかし、ご指摘の通り、実行委員会の事業と市の事業は関係性が高いものも多く、全体として効率的な運用を目指すことは必要であるため、効果測定については、検討を続けてまいります。</p>	検討中
1	29	38, 39	総合政策部	財政課	<p>第3章 監査結果総括</p> <p>2. 共通の結果</p>	意見		検討中
1	29	43, 44	総合政策部	シティプロモーション課	<p>第4章 各部別 各論</p> <p>(補助金)</p> <p>1. 総合政策部</p> <p>No2, No3. シティプロモーション事業補助金</p> <p>(3)結果</p> <p>(意見1)</p> <p>平成28年度の段階で補助金の成果を測る方法として株式会社ブランド総合研究所が毎年行う、地域ブランド調査の「認知度」の全国順位を用いているが、プロモーションの結果が「認知度」の調査に反映されているかは疑問である。プロモーション活動の現場で、来場者にアンケートを実施するなどの方法で効果の測定を行っているが、首都圏においては実施されていないので首都圏にまで範囲を広げて実施することが望まれる。</p>	意見	<p>平成31年4月に首都圏で開催された物産イベントの久留米市ブースにて、来場者に対しアンケートを実施しました。今後も、アンケート内容や実施手法を精査しながら、首都圏で開催される様々なイベント参加の機会をとらえ、効果測定に努めてまいります。</p>	措置済
1	29	51	協働推進部	協働推進課	<p>第4章 各部別 各論</p> <p>(補助金)</p> <p>2. 協働推進部</p> <p>No6. 久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金</p> <p>(3)結果</p> <p>(指摘1)</p> <p>補助金による備品購入後のフォローについて</p> <p>汎用性の高いものについては私的に流用されるおそれがあることから、その防止策を講じる必要がある。各交付先はもちろん市の担当課のほうでも定期的な備品台帳と現物の突合、使用状況等の確認を行い、適正な備品管理を行わなければならない。</p>	指摘	<p>平成31年4月以降、補助金による備品購入の際には、実績報告時に備品取得報告書(写真や型番などを記載)を提出していただき、次年度以降、備品取得報告書と現物との突合や使用状況の確認を行うよう、改善いたしました。(平成31年2月措置)</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	54	協働推進部	地域コミュニティ課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No8. まちづくり推進事業費補助金 (3)結果 (意見1) 複数校区において、校区が自治会に対して本補助金の活用を促していることや、旧4町地域において、校区が組織として醸成されてきたこともあり、新規事業や従来事業の拡充などが見られ、件数・単価ともに増加が見込まれている。それにもかかわらず、現在までのところ予算枠が十分に活用されていないことは一考を要する。仮に本補助金に予算枠ほどの需要がないなら、予算枠を削減し、他の必要な歳出に充てるべきであるし、需要があるのであればなぜ活用されていないのか、その原因を収集、分析し、その内容に応じた対策をとる必要がある。	意見	当該補助金については、校区からの要望を踏まえ、予算の一部を他の事業費予算に充当いたしました。また、他の補助金との一部集約化も行いましたので、より校区の実情に即した補助金の運用が可能となりました。	措置済
1	29	58	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No9. 同和対策事業費補助金 (3)結果 (指摘1) 団体によって、実績報告書における支出項目が、人件費、借り上げ料など費目毎となっているものと、教育宣伝活動費、支部活動費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。	指摘	補助金交付団体と協議し、支出項目について、活動毎の費目の内訳がわかるよう、改善いたしました。	措置済
1	29	60	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No10. 校区人権啓発推進協議会補助金 (3)結果 (指摘1) 年間の人権啓発活動に235千円以上の経費を要し、超過部分を自己負担している校区がある一方で、人権啓発活動の横断幕の購入に備えて、毎年一定額の積み立てをしている校区もある。啓発活動に要する高額な物品の購入にあたっては、積立に係る一定のルール設定や別枠の補助金とするなどの方法も検討すべきではないか。	指摘	積立てに係る考え方等、補助金の使途に関する市の考え方の周知徹底を図るため、各校区人権協に改めて通知・指導を行いました。	措置済
1	29	60	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No10. 校区人権啓発推進協議会補助金 (3)結果 (意見1) 各校区での人権啓発活動を活性化する動機づけとして、全校区での補助金額を同額としていることは理解できるが、その一方で、校区ごとの人権啓発活動に差がある現状は否めない。補助金を最大限に活かすため、まず市としてやるべきことは、すべての校区で活動が活性化するように、かかる活動の差を解消するための、より様々な取組みを行うことである。	意見	各校区人権協がさらに活動を充実し自主的・自立的に校区の実情に沿った人権啓発を行うよう、校区人権協の活動について市による情報収集、課題把握及び助言等の活動支援を推進してまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	62	協働推進部	地域コミュニティ課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No11. 校区コミュニティ連絡組織補助金 (3)結果 (意見1) 当該補助金について、全市的な対応が必要な場合にその情報を各校区コミュニティ組織に適時に伝達していることや、各校区コミュニティ組織へまちづくり活動に役立つ手引きや災害等に備えた対応マニュアルなどの作成を促していることなどの実績から、その一定の効果は認められる。加えて大事なことは、手引きや対応マニュアルが、作成されただけに留まらず、適時に活かされることであり、それこそが各校区コミュニティ組織の機能充実という観点からの補助金の効果といえる。市としては、手引きや対応マニュアルについて、事前のサポートだけではなく、各校区コミュニティ組織で適切に運用できるものになっているか、また運用できたかどうかについての事後的な検証を行うことをサポートしていく必要がある。	意見	「まちづくり活動の手引き」は、市が地域コミュニティ組織へまちづくり活動の考え方や進め方等を説明する際には、必ず活用することとしています。また、新たに校区コミュニティ組織の会長に就任された方に対し、手引きを活用した研修を開催するなど、組織内での適切な運用を促しています。 今後、手引きの改訂を行う際に、より適切な運用が図られるよう、その手法について校区コミュニティ組織との意見交換を行っていきたくと考えています。 「災害対応マニュアル」については、久留米市校区まちづくり連絡協議会防災対策検討委員会と連携し、引き続き活用を促してまいります。	検討中
1	29	62	協働推進部	地域コミュニティ課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No11. 校区コミュニティ連絡組織補助金 (3)結果 (意見2) 当該協議会は、ホームページなどで各校区コミュニティ組織等の様々な活動や実績を写真等でわかりやすく説明しているが、かかる媒体の認知度は現状では高いとはいえない。各校区コミュニティ組織等の活動等が多くの人に認知されることは、各校区コミュニティ組織等の機能充実や発展につながり得ることから、より多くの市民に周知していくための施策を検討することが望ましい。	意見	より多くの市民に活動内容等を周知するため、まち連を通じて、各校区コミュニティ組織へFacebookの活用を促しました。Facebookとホームページを連動させることで、情報発信力の強化を図っています。 また、庁内の研修時や市内の学生へまちづくりの説明を行う際には、ホームページ等の周知を行っています。 今後、更に校区コミュニティ組織の活動等が市民に認知されるよう、ドリームスFMなどの他の媒体との連携についても研究をすすめてまいります。	措置済
1	29	65	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No12. 解放会館運営費補助金 (3)結果 (指摘1) 実績報告書における支出項目が、人件費、借り上げ料など費目毎となっているものと、情報発信費、地域連携費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。	指摘	補助金交付団体と協議し、支出項目について、活動毎の費目の内訳がわかるよう、改善いたしました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	65	協働推進部	人権・同和対策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No12. 解放会館運営費補助金 (3)結果 (意見1) 補助金負担額は毎期一定であるが、これは解放会館の運営全体にかかる経費とそれに対する筑後地区全12市町の負担割合を協議の上で算定された結果である。 部落差別の解消に向けた法律も施行された中、市としてすべきことは、現在の解放会館の活動は維持しつつ、今以上に効率的な運営を行っていくことで、更なる効果的な啓発活動等が図れるよう指導・助言を行っていくことである。	意見	筑後地区12市町で連携しながら、解放会館の更なる効率的な運営と効果的な啓発活動等の実施に向けて指導・助言を行ってまいります。	意見に対する見解
1	29	68	協働推進部	安全安心推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No13. 防犯協会等補助金 (3)結果 (指摘1) 実績報告書における支出項目が、人件費、通信費など費目毎となっているものと、防犯宣伝費など活動毎となっているものがある。活動毎とした場合、様々な費目が混在するため金額も大きくなる。また、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。例えば、平成28年度において防犯宣伝費の中にパソコン用の机いすなどの事務用品等やドライブレコーダーが含まれているが、備品消耗品として管理すべきではないか。事業の運営上は、活動毎でもよいが、実績報告書では補助金を交付している以上、明瞭性が重視されることから、活動毎ではなく費目ごととするべきではないか。	指摘	補助金交付団体と協議いたしまして、実績報告書を事業ごとに費目まで記載するよう見直しました。	措置済
1	29	68	協働推進部	安全安心推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No13. 防犯協会等補助金 (3)結果 (意見1) 各交付先の繰越金について、久留米市防犯協会連合会では836千円、うきは防犯協会では903千円計上されている。これらは当面の運転資金として必要との回答である。久留米市防犯協会連合会の月平均経費は705千円なので約1か月分の運転資金となる。一方、うきはの月平均経費は約466千円である。うきは防犯協会は200千円を車買い換え経費として積立していることから実質繰越額は703千円となり約1.5か月分の運転資金となる。過去5年間において補助金交付額は変わっていないが、両協会とも自主財源があり、理論上ではあるが両協会とも1か月分以上の運転資金は確保できている。かかる現状を鑑みると、毎期一定額の交付を行うのではなく、交付先の財政状態に応じて弾力的に交付額を決定していく必要があるのではないか。	意見	両協会へのヒアリングを行ったところ、共に年度当初に必要な支払いがあり、自主財源だけでは運転資金が不足する可能性があるとのことから、当初の補助金交付は一定必要と考えております。 ただし、毎期の交付については、ご指摘のとおり弾力的な対応を行う必要がありますので、補助金交付団体の財政状況を鑑み交付額を検討してまいります。	今後の措置方針を決定

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	71	協働推進部	安全安心推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No14. 交通安全協会補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>交付先は、久留米市交通安全協会883千円、小郡三井地区交通安全協会201千円、浮羽地区交通安全協会525千円、城島三瀬交通安全協会4,778千円である。</p> <p>なお、久留米市交通安全協会は平成21年4月1日に法人格を取得し、一般社団法人となっている。</p> <p>上記も記載したが、各交付先は自主財源があり、全体収入に占める補助金の割合は、久留米市交通安全協会約3%、小郡三井地区交通安全協会約1%、浮羽地区交通安全協会約1%、城島三瀬交通安全協会約55%である。さらに、久留米市交通安全協会、小郡三井地区交通安全協会、浮羽地区交通安全協会は積立もしている。城島三瀬交通安全協会が自主財源が少ないのは会費収入が他に比べて少ないことと、他と異なり、場所が警察署から離れているため、証紙売りさばき手数料収入が得られないためである。城島三瀬に関しては、地理的な要因もあることから、補助金交付は必要かと思われるが、他の団体に関しては、補助金の額も相対的に小さいことから、補助金交付の有無の検討が必要ではないか。</p> <p>また、当該補助金については毎年同額が各団体に交付されていることから、補助金交付額についての見直しが適切になされていないのではないかと懸念される。すなわち、各団体のその時の財政状態に応じて、交付額を変えていくことを検討すべきではないか。その他、特別積立金の積立をしている理由として、事務所建替え、公用車の買い換え等の目的が挙げられているが、通常の一般企業であれば、将来の投資に向けて内部留保するのは当然であることから、将来の投資のために積立が必要であるということが、補助金が必要という結論にはならないのではないか。</p> <p>これらを踏まえ、各団体ごとの交付の必要性、各団体の財政状態に応じた交付額の見直しなどについて再考いただきたい。</p>	意見	各団体に対しヒアリングを実施し、それぞれの事業内容を確認しながら、補助金交付の必要性、交付額の見直しについて引き続き検討してまいります。	検討中
1	29	76, 77	協働推進部	安全安心推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No16. 交通安全対策協議会補助金 (3)結果 (指摘1)</p> <p>デモ信号機(4台)の財産管理について</p> <p>平成28年度に購入しているデモ信号機(4台)は、交通安全に役立ててほしいという寄附者の意思を反映して、その寄附額の全額を充当している。当該デモ信号機は、交通安全対策協議会においても備品管理台帳等で管理されていない。</p> <p>当該協議会において、備品管理台帳等の記載、市からの補助金をもって購入している旨の備考欄の記載を行い、その管理を徹底するなどの改善を要する。</p>	指摘	平成31年4月に久留米市交通安全対策協議会の備品管理台帳を整備し、市からの補助金を利用して購入している旨につきましても記載をするようにいたしました。	措置済
1	29	79	協働推進部	人権・同和対策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 2. 協働推進部 No17. 人権擁護委員協議会補助金 (3)結果 (指摘1)</p> <p>実績報告書における支出項目が、通信運搬費、印刷・消耗品費など費目毎となっているものと、宣伝費、相談活動費など活動毎となっているものがある。活動毎の場合、様々な費目が混在するため支出項目毎の金額も大きくなり、チェック機能が働きにくくなる恐れがある。実績報告書においては明瞭性が重視されることから、活動毎における費目の内訳を明らかにするべきではないか。</p>	指摘	補助金交付団体と協議し、支出項目について、活動毎の費目の内訳がわかるよう、改善いたしました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	81	市民文化部	文化振興課	第4章 各別 各論 (補助金) 3. 市民文化部 No18. 文化芸術事業費補助金(インガットホール活用事業補助金) (意見1) 「インガットホール活用事業補助金交付要綱第4条(その他)」で、必要な事項は別途定めるとあるが、補助金の交付申請、交付決定、交付時期や経理に関する規定などがなく、当該交付要綱の内容は極めて脆弱であった。また「久留米市補助金等交付規則第26条」を受けて、補助金の適正かつ効率的な執行管理を行うための事務手続きとして「補助金等の交付事務手続きについて」の「7. 交付要綱の制定」について内部処理基準として補助金の目的、補助対象、補助率、要件及び手続き細則等を具体的に明示することになっているが、目的と補助対象以外は明確になっていない。	意見	・他の補助金交付要綱も参考にしながら、改正等の対応について、検討を行っている。	検討中
1	29	81	市民文化部	文化振興課	第4章 各別 各論 (補助金) 3. 市民文化部 No18. 文化芸術事業費補助金(インガットホール活用事業補助金) (意見2) 久留米市文化芸術振興基本計画では、市の文化政策を効果的・効率的に展開していくため各施設の管理や活用の在り方を総合的かつ多角的に検討されている。その意味では、インガットホール及びそよ風ホールとの相互連携はどのように検討されているのか、また、事業の実施開催数及びその集客数などの運営など相互に協議されていないのではないかと推察する。因みに、平成27、28年度にインガットホールで実施された年間事業数11回に対してそよ風ホールは年間事業数6回であり、事業数に差がある。またそよ風ホールのチケット販売数と入場者数は実績報告書に記載されているが、インガットホールではチケット販売数のみで入場者数の表記がされていなかった。表記を含めた報告の仕方も統一されることが望まれる。	意見	・各文化施設間の連携については、「連携推進会議」を設置し、検討を行っているところである。 ・実績報告書の記載内容等については、両施設で統一が図られるよう、調整を行っている。	検討中
1	29	83	市民文化部	文化振興課	第4章 各別 各論 (補助金) 3. 市民文化部 No19. 文化芸術事業費補助金(そよ風ホール企画運営事業補助金) (意見) No18. 文化芸術事業費補助金(インガットホール活用事業補助金)の(意見1)と同じ。	意見	・他の補助金交付要綱も参考にしながら、改正等の対応について、検討を行っている。	検討中
1	29	83	市民文化部	文化振興課	第4章 各別 各論 (補助金) 3. 市民文化部 No19. 文化芸術事業費補助金(そよ風ホール企画運営事業補助金) (意見) No18. 文化芸術事業費補助金(インガットホール活用事業補助金)の(意見2)と同じ。	意見	・各文化施設間の連携については、「連携推進会議」を設置し、検討を行っているところである。 ・実績報告書の記載内容等については、両施設で統一が図られるよう、調整を行っている。	検討中
1	29	85, 86	市民文化部	文化振興課	第4章 各別 各論 (補助金) 3. 市民文化部 No21. 文化芸術事業費補助金(青木繁記念大賞西日本美術展事業補助金) (2)結果 (指摘1) 大賞など受賞した作品の今後の保管を含めた活用について未定となっている。作品の一部は、市内の公共施設にて展示されているが、そのほとんどは市役所地下2階に保管されている状況である(17点表彰賞金合計52,650千円)。また、受賞作品も備品台帳に登録されており、購入取得された作品と同様に、その活用計画が必要ではないか。	指摘	・展示に伴う盗難や落書きなど、安全面での対策も含め、どのような活用ができるのか検討を行っているところ。	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	96, 97	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 4. 健康福祉部 No26. 久留米赤十字会館プール整備・運営費補助金 (2)結果 (意見1) 平成27年度から平成28年度にかけての年間入場者数は75,540人から77,108人(プールが64,177人から65,681人、ジムが11,363人から11,427人)と対前年比約2.0%増加している。ただ、過去最高の入場者数を記録した平成25年度の78,068人(プールが67,862人、ジムが10,206人)と比較すると、まだ約96.8%に止まっている。 特に冬季(11月～4月)の半年間の入場者数は、夏季(5月～10月)の入場者数に対して約70%であることを勘案すると、冬季に健康関連のイベント等を積極的に開催するなど、広く市民への認知度を高めていく方が望まれる。 東京オリンピックの開催を2年後に控えた日本において、スポーツ選手のみならず一般市民の健康志向を追い風に、他部局との連携もとりながら、施設の有効活用を最大限に図っていく方策の必要性を感じる。</p>	意見	同施設の年間入場者数は、冬季利用者数減少の影響もあり、平成25年度をピークに減少傾向にある。そのため、入場者数の拡大を図るために、広く市民への認知度を高める方策について、久留米赤十字会館及び市他部局とも連携し検討していきたい。	検討中
1	29	99	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 4. 健康福祉部 No27. 特定不妊治療費補助金 (3)結果 (意見1) 現代の日本において少子高齢化に歯止めをかけることが喫緊の課題であることは言うまでもないことである。それは将来の人口減少が懸念される久留米市にとっても例外ではなく、当該補助金事業は人口増加への有意義な事業と考える。 一方、不妊治療費と、その成功率を勘案すると、補助金事業の効率性の観点からは問題も提起される。上記(1)⑧ iiにおいて出産した女性が仮に一人の子どもを出産したと仮定すると、人口を一人増やすため毎年約70万円以上の負担をしている計算になる。 また、助成後、補助事業自体は終了するのであるが、その出産した家族が助成後に継続して久留米市内に居住するか否かのデータは現段階で保有していない。 将来的に魅力ある久留米市を創っていくためには、出産後も市内において安心して育児・子育てができるような環境の構築を、関連部局と連携して実施していくなどの方策が必要と考える。</p>	意見	安心して出産できるよう、妊娠期より妊娠届出の際、全件保健師等の専門職が面接をし、妊婦の状況把握に努めています。また、出産後についても、新生児訪問(保健師等による全戸訪問)や乳幼児健診等の機会を捉え、状況に応じて適切な支援に繋ぐなど、関連部局以外にも、産科・小児科医療機関と連携し、情報共有を図っております。今後も、市内において安心して育児・子育てができるような環境を構築に努めてまいります。	措置済
1	29	102	健康福祉部	長寿支援課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 4. 健康福祉部 No28. 久留米市単位老人クラブ活動事業補助金 (3)結果 (意見1) 補助金の総額そのものは年々減少しているが、久留米市内の単位老人クラブ数が現在約340程度活動しており、その単位老人クラブごとに補助金の申請・承認手続きが実施されているので、現状全ての校区の作業終了までに時間がかかっている。 このような事務作業を効率化・集約化するなど、より短期間で補助事業が完了するような方策を検討すべきと考える。</p>	意見	事務作業の効率化・集約化について、引き続き検討していく。	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	106	健康福祉部	長寿支援課	第4章 各部別 各論 (補助金) 4. 健康福祉部 No30. 長生園運営費補助金 (3)結果 (意見1) 長生園が旧三瀧郡4町の主導により設立されたという経緯より、久留米市がその運営に深く関わりを持たねばならず、市職員や市職員の退職者が理事職(事務局長)又は理事長職に就いてきている。当該補助金は、その人件費補助の性質を有するものであるが、当該補助金の有効性を判定する適切な指標を見いだせていないのが現状である。 そもそも長生園は、養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営を柱としているが、平成28年度の資金収支状況を検討すると、人件費率(人件費支出÷事業活動収入)が法人全体で70.4%(養護老人ホーム:67.6%、特別養護老人ホーム:75.4%)と非常に高い。一つの要因として入居者の身体状況等を配慮する中で、国の基準よりも多くの職員を配置していることが考えられる。 幸い、支払資金残高が平成28年度末で449,098千円あるため、今後は長生園が中長期な視点に立って、施設増築等を始めとした様々な課題を検討し、行政と十分な意見交換を図っていくことが重要であると考えられる。その中で、補助金の有効性を判断する指標を見出ししていくことも併せて検討していくべきである。	意見	市として、引き続き、様々な課題について、長生園と意見交換を図っていく。	検討中
1	29	123, 124	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No39. 私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金 (3)結果 (意見1) 加配保育士の資格要件について 子どもの状況に応じた支援の拡充を図るに加え、全国的な保育士不足の中で養護児に対して個別に保育士を充てることは難しくなっていることもあって、平成29年度から加配職員の対象を看護師、准看護師にまで範囲が広がられている。一つの集団の中に保育士と看護師、准看護師といった異なる専門性を持つ者が協力し合って保育を行うことは、より大きな効果が期待できると思われる。現状、加配されている保育士に看護師、准看護師が替わることができれば、保育士不足の解消にもつながるので積極的に看護師、准看護師への働きかけを行っていただきたい。	意見	平成30年度及び平成31年度当初に保育関係団体に対し、事業内容の説明を行い看護師等の人材活用の促進について周知を行いました。	措置済
1	29	124	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No39. 私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金 (3)結果 (意見2) 補助金の交付日について 補助金が6回に分けられて均等額が交付されているが、最初の交付日が10月上旬となっており、しかも10月に3回に分けて交付されている。交付日が遅くなっているため資金に余裕のない施設では資金繰りが苦しくなっている可能性もある。交付決定は4月1日に行われているのだから、交付時期を早めていただきたい。	意見	平成30年度における私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金は、8月中に最初の交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。	措置済
1	29	127	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No40. 私立保育所運営費補助金 (3)結果 (意見1)指導の強化について 内閣府は平成29年11月14日に2017年度の私立保育所や幼稚園の経営実態調査を公表し、私立保育所、幼稚園、認定こども園の利益率が全産業平均の利益率(4.5%)を上回っているとしている。今後、国においても公定価格の全体の適正化に向けて検討が進められる予定であるため、個別の施設の経営状況を精査し、施設運営に支障が及ぶことが無いよう、指導を強化する必要があると思われる。	意見	内閣府の調査は、保育施設等の収支の状況等を把握し、今後の施策の検討のための基礎資料を得ることを目的とされたものです。 現時点(令和元年6月)において、国の方針等は何ら示されておらず、この調査結果をもって指導を強化することは難しいものと認識しています。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	127	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No40. 私立保育所運営費補助金 (3)結果 (意見2)補助金の交付日について 補助金が6回に分けられて均等額が交付されているが、最初の交付日が10月上旬となっており、しかも10月に3回に交付されている。交付日が遅くなっているため資金に余裕のない施設では資金繰りが苦しくなっている可能性もある。交付決定は4月1日に行われているのだから、交付を早めていただきたい。	意見	平成30年度における私立保育所運営費補助金は、8月中に最初の交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。	措置済
1	29	129,130	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No41. 私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金 (3)結果 (意見1) 平成28年度より新たに開始された補助事業であり、補助金の必要性に問題はないが、効果を測定する方法が明確になっていない。保護者へのアンケートを実施する等の方法によりどのような効果が得られているか、改善事項は無いかなどを検討していただきたい。	意見	平成28年度の事業開始後、利用者アンケートを実施しており、その結果、子どもの健康増進や衛生面での改善のほか、保護者の負担軽減にも繋がったとする回答を得ております。一方で、保護者としての役割(食べた量の把握)や献立内容の改善など検討を要する意見を踏まえ、保育所での生活を楽しく豊かにする保育所給食の目標達成に向け、今後も改善に努めてまいります。	措置済
1	29	132	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No42. 認定こども園運営費補助金 (3)結果 (意見) No40. 私立保育所運営費補助金の(意見1)と同じ。	意見	内閣府の調査は、保育施設等の収支の状況等を把握し、今後の施策の検討のための基礎資料を得ることを目的とされたものです。 現時点(令和元年6月)において、国の方針等は何ら示されておらず、この調査結果をもって指導を強化することは難しいと考えています。	措置しない
1	29	132	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No42. 認定こども園運営費補助金 (3)結果 (意見) No40. 私立保育所運営費補助金の(意見2)と同じ。	意見	平成30年度にける認定こども園運営費補助金は、8月中に最初の交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。	措置済
1	29	134	子ども未来部	子ども施設事業課	第4章 各別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No43. 私立幼稚園運営費補助金 (3)結果 (意見) 補助金の交付日について 補助金の交付決定通知書が5月1日だが、交付日が10月31日頃となっており、相当な期間を要している。運営費の補助であるので施設の資金的負担を軽減するために早期に交付することが望ましい。	意見	平成30年度における私立幼稚園運営費補助金は、7月中に交付手続きを完了し、交付時期の改善を行いました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	135	子ども未来部	青少年育成課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No44. 久留米市校区青少年育成協議会等補助金 (3)結果 (意見1) 実績報告書は監査役の監査が必要になっているが、実績報告書の日付が3月31日と早いためか監査役の署名押印が無いものが散見された。実績報告書の提出後、監査役の監査を受けているケースがあるとのことである。領収書との照合等は事務局では行っていないため、責任の所在を明確にするために監査役の署名押印のある実績報告書を入手して決裁稟議に回すようお願いしたい。	意見	平成29年度久留米市校区青少年育成協議会等補助金より、監査役の署名押印された実績報告書を決裁に添付するように改善済み。	措置済
1	29	141	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No47. すくすく子育て委員会補助金 (3)結果 (意見1)実施校区の拡大について 平成28年度は46校区中28校区で事業を実施している。子育ての支援に直接貢献する事業であり、市も事業の推進と拡大を図っている。運営は地元のボランティアの協力によるところが大きいので難しい面もあるようであるが更に拡大に努めていただきたい。	意見	平成30年度に1校区で新規に開始し、29校区で実施している。未実施地区については、校区の主任児童委員へ事業説明を行ったり、市主催の支援団体講座への参加を呼びかけ、実施に向けた意見交換などを行っている。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	141	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各別 各論 (補助金) 5. 子ども未来部 No47. すくすく子育て委員会補助金 (3)結果 (意見2)補助額の算定方法について 補助額については 年間10回～12回までが10万円を上限 年間13回～24回までが20万円を上限 年間25回以上が30万円を上限 となっている。実際の実施回数は11回か12回のところが一番多く、次に13回か14回のところが多い。 現時点では13回開催になると補助額が一気に10万円増額となり、また13回と24回実施の場合でも補助額は同じということになる。必要経費の額はサロンの内容にもよるが、補助額の増加の影響が大きくなるように年間13回～24回を2段階に分けて5万円づつの増加にするなどの検討をしてみてもどうかと思われる。	意見	平成30年度の補助実績では13回～24回の開催は8団体で、そのうち上限である20万円に達した団体は1団体であった。 20万円はあくまで補助基準額(上限額)であり、その範囲内で必要な経費を補助しているものである。	意見に対する見解
1	29	152	環境部	資源循環推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 5. 環境部 No52. 地域分別推進活動事業補助金 (3)結果 (意見2)地域分別推進活動事業補助金 補助金の目的は、主としてごみ集積所での立ち番等の諸活動を推進する事であるが、市では各地区における衛生連合会の収支決算書の数値を確認するに留まり、補助金が具体的に何に使用されたかの把握は行っていない。補助金が交付要綱第3条の「分別推進活動」のために使用されたことを、領収書等の証票書類で確認してみてもどうかと考える。	意見	久留米地区環境衛生連合会に対し、平成30年度実績報告時に領収書等の証票書類の添付を依頼し、提出を受けている。	措置済
1	29	154	環境部	資源循環推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 6. 環境部 No53. 資源回収奨励金 (3)結果 (意見1) 補助金の額は資源の回収量に比例しており、その数量は、上述したとおり回収業者が作成する「資源回収実績報告書」によってのみ把握する仕組みとなっている。奨励金の交付先が約500団体あるため全ての団体は難しいと思われるが、一定の基準を定めて資源の回収状況を市が直接調査を行い、その結果を書類として保存する体制を構築するべきではないかと考える。	意見	回収量が多い団体については、現地実態調査などを実施していたが、書類に残すことがなかった。平成30年度は、一部団体を対象に現地実態調査を行い、その結果については調査報告書を作成し保存するように変更した。	措置済
1	29	157	環境部	資源循環推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 6. 環境部 No54. 有価物(古紙・布類)回収事業費補助金 (3)結果 (意見総論) 補助金の交付手続きは交付要綱に従っており、監査を実施した範囲内において適正であった。また、関係資料も適切に保存されていた。 但し、交付要綱に記載されている補助金の額の算定方法については、以下の意見を記載することとした。 (意見1) 上述したとおり補助金の額は、収集経費が売却金額を上回った額である。但し、ここでいう「収集経費」は回収量等を考慮して一定の計算式により算定した見積値である。現在は、収集経費(見積値)が売却金額を上回った額を補助金として交付しているが、収集経費の見積値の正確性については、定期的な検証を行う必要がある。	意見	補助金の算定方法については、他の資源物収集運搬業務との収集経費の比較検討を行い算定方法の内容を見直し、収集経費の算定については、他の収集運搬業務と同様に、行政単価などを根拠とする設計単価を適用し、収集経費の齟齬が無いように確認を行った。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	157	環境部	資源循環推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 6. 環境部 No54. 有価物(古紙・布類)回収事業費補助金 (3)結果 (意見2) 交付要綱には、収集経費を算定するための計算式は記載されていない。補助金の額の決定要因の一つに収集経費の額がある以上、その算定式は内規等の文書によって規定しておくべきである。	意見	平成30年度に収集経費算定に使われる算定式を文書化し事務要領として規定した。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	160	環境部	環境政策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 6. 環境部 No55. 久留米市環境衛生関連団体等補助金 (3)結果 (意見1) 補助金額の決定、交付等の手続きは、交付要綱に従い行われており、監査をした限りにおいて適正に実施されていた。但し、以下の点につき意見を記載する。 平成28年度の補助金の内訳のうち、事務費及び事業活動費補助1,000,000円は、平成27年度の統合にあたり資金不足が懸念された衛生連合会の財政支援を目的とするものである。ここで、衛生連合会の歳入歳出決算書を見ると平成28年度は翌年度繰越額が9,226,196円であり、収入超過となっている。それと同時に、衛生連合会の預金残高は増加傾向となっている。そのため、統合にあたっての財政支援は、当初の目的に達したとして平成29年度を最後に終了する事が担当課と衛生連合会の間で合意されているとのことである。今後その合意を確実に実行されたい。	意見	当初予定通り交付要綱を改正し、事業費及び事業活動費補助を廃止した。	措置済
1	29	162	環境部	環境保全課	第4章 各部別 各論 (補助金) 6. 環境部 No56. 久留米市環境衛生薬剤等購入費補助金 (3)結果 (意見1) 補助金の使途の一つである薬剤の購入の大半が、特定の2社に集中している。購入金額に補助金が使用される以上、より多くの業者から広く購入する方法を検討してみてもどうかと考える。	意見	ご意見の趣旨にしたがい、補助事業者である久留米市地区環境衛生連合会に対し薬剤の購入先の拡大について助言した。その結果、平成30年度の補助対象薬剤の購入に際しては、補助事業者において、防疫用薬品に係る本市の全ての登録業者(従来の2社を含む計3社)を見積聴取の対象とする選定手続きの実施に至った(最終的な購入先は従来の2社に決	意見に対する見解
1	29	168	環境部	建設課	第4章 各部別 各論 (補助金) 6. 環境部 No58、59. 久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補助金 (3)結果 (意見1) 農業用施設整備事業に関し、久留米市は地元からの要望書に含まれる農業機械購入補助の要望(平成23年9月12日付)を受け、各農業機械の要望台数から算定した概算総事業費を念頭に、補助相手方の要望計画に基づいて総事業費の管理を行っている。しかしながら、交付要綱に補助率(機械購入費総額の75%等)の規定はあるが、補助限度額がないため、補助金の額が概算総事業費の枠内に収まるように一層の管理を徹底していくことが必要であると考え。	意見	これまでも補助要望計画および補助交付実績を反映した管理簿を作成し、管理を行ってきたが、ご意見の趣旨に従い、より一層の管理を徹底していく。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	170, 171	農政部	農政課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No60. 地域農業振興補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>実績報告書の不十分さは、交付要綱が定める報告書の様式の不十分さにも起因すると思われる。報告書様式は、まず、「事業種目」、「事業の目的」、「期待される効果」を記載することとなっている。しかし、「期待される効果」は、事業計画書において検討・記載すべき事項であり、事業の実績報告においては、実際に事業を実施した結果、具体的にどのような効果・成果があったのかを報告しなければならないはずである。そうでなければ、今後の事業継続の必要性・妥当性、すなわち、今後の補助金交付の必要性・妥当性を判断することができない。</p> <p>したがって、報告すべきは、「期待される効果」ではなく、「事業実施により得られた効果」(あるいは「事業実施により得られた成果」)であるべきである。</p> <p>また、報告書は、「事業内容」の報告を求めているが、その記載内容が極めて抽象的である。例えば、「・・・検査」、「・・・体験」、「・・・会議」というように、事業のタイトルだけの記載となっている。しかし、事業内容は、事業目的に対しどのような効果・成果があったのかという報告を検証しうる程度の具体的事実の記載が必要である。そうでなければ、真実、事業実施による当該成果・効果があったか否かを判断することができない。</p> <p>したがって、「事業内容」は、単なるタイトルではなく、時期、場所、対象、参加者(人数)、スケジュール、具体的実施内容、参加者の声(アンケート等)など具体的に報告すべきである。</p> <p>以上のことから、事業報告書の様式のうち、「期待される効果」は、「事業実施により得られた効果(成果)」に改め、掲げた目的との関係で、どのような効果(成果)が得られたのか具体的に記載するよう指導・監督し、「事業内容」については、時期、場所、対象、参加者(人数)、スケジュール、具体的実施内容、参加者の声(アンケート等)など、報告された成果が得られたのか否か検証しうる程度に具体的に記載するよう指導・監督していただきたい。</p>	意見	<p>実績報告書の様式につきましては、事業実施により得られた効果が記載できるよう、交付要綱の改正を令和元年度中に行うべく準備をしています。</p> <p>また、事業内容の報告につきましては、補助金の効果を分析・検討する内容として不十分であったため、成果を検証しうる内容を報告するよう補助金交付団体に指導を実施しました。</p>	今後の措置方針を決定
1	29	172, 173	農政部	農政課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No61. 農業まつり補助金 (3)結果 (意見1)</p> <p>実績報告書において、実施した事業内容自体は概ね詳細な報告がなされている。しかし、その結果、目的に照らしどのような効果・成果がどの程度得られたのか、分析・検討がなされておらず、あるいは、分析・検討しうる報告がなされていない。</p> <p>具体的には、「ふるさとくめ農業まつり」は、その事業計画において、「生産者と消費者がともにまつりの会場に集い、くめ豊かな実りに感謝するとともに、久留米の食と農に関する情報発信、情報交流、体験を通して、久留米市の食料・農業・農村に対する市民の理解と参加の促進を図ること」、「6次産業化、農商工連携、農産物のブランド化、地産地消などの取り組みについての周知を行うとともに、くめ食育フェスタを同時開催することで、久留米市食育推進プランに基づく食育の普及、実践の機会とし、しっかりと地域に根差したくめの農業や農産物のさらなる認知度の向上と消費の拡大を図り、久留米産農産物の販売力強化を促進する契機とする」ことが目的として掲げられている。</p> <p>しかし、実施した結果、実際、どの程度、市民の理解と参加が得られたのか、どの程度、食育の普及・実践の機会が得られたのか、どの程度、認知度の向上と消費の拡大が図られたのか、判断し得る情報が記載されておらず、これらを判断することができない。</p> <p>したがって、これらを判断しうる程度の事業内容と、参加者の様子や参加者の感想等を踏まえた事業成果の分析・検討まで報告するよう指導・監督していただきたい。</p>	意見	<p>「ふるさとくめ農業まつり」は、農業者と消費者の相互理解及び交流を促進する目的で実施しているが、実績報告書には、市民の理解促進がどのくらい図られたかなど判断する資料が添付されていなかった。農業まつりにおいては、市民アンケートを実施しており、その結果を実績報告書に添付するよう指導を実施した。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	175	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3)結果 (意見1)「福岡県苗木農業協同組合」について 実績報告書における活動報告は、実施した時期とタイトル(検討会や講習会等)のみであり、その詳細が把握できない。また、実施した結果、植木・花き生産団体としての活性化に、どのようにどの程度寄与したかについての効果に関する報告がない。 この点、担当者からのヒアリングの結果によると、検討会や講習会等は、その性質上、成果を評価することは困難であるし、そもそもの本交付金の趣旨が、植木・花き生産業界を支援することに主眼があり、当該団体がその目的に沿った活動をしている以上、支援をしていくべきであるという観点に立っていることから、詳細な活動内容やその効果の評価まで求める必要性は低い、とのことであった。 確かに、かかる観点や考え方に一定の理解を示すことはできる。そのため、実施した活動内容によっては、目的に沿っていることが把握できれば、それほど詳細な活動内容の報告までは求める必要がないものもあるといえる。 しかし、市税を特定の団体に特定の目的のために投入する以上、それが効果的・効率的なものであるかを何らかの客観的資料等に基づき常に分析・検討・評価する必要があるし、少なくとも、交付先の団体が特定の目的のもとに補助金を使用して事業を行っていることを意識して報告を行う必要はある。 したがって、少なくとも、当該団体として、補助金を使用して実施した事業によって、どのような成果や効果があったと考えたのか、あるいは、どのような課題があると考えているのか、そのように考え評価した根拠となる具体的事実について報告するよう指導・監督していただきたい。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>	措置済
1	29	175,176	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3)結果 (意見2)「久留米地域植木・花卉市場連絡協議会」について 上記と同様に、具体的な活動内容が把握できない報告書である。 また、「事業効果」と題して報告がなされているが、記載内容は、「事業内容」であって、「効果」ではない。 上記と同様に、補助金を使用して実施した事業によって、どのような成果や効果があったと考えたのか、あるいは、どのような課題があると考えているのか、そのように考え評価した根拠となる具体的事実について報告するよう指導・監督していただきたい。 また、同協議会の平成28年度の事業については、事業費の10%を超える約38万円の余剰金が生じ、原則として久留米市に返還しなければならないところ、平成30年度の「全国つつじサミット2018inくるめ」のPRを強化するため次年度への繰り越し依頼がなされている。そして、久留米市は、これに対し、「本市の緑花木振興に大きく寄与できるものと判断」し、繰越を認めている。 しかしながら、平成28年度の事業費を次年度に繰り越すための根拠に関する資料が不足していることから、どのような根拠に基づき、当該繰越依頼に対して「本市の緑花木振興に大きく寄与できるものと判断」したのか、監査上、その合理性の検証ができない。 例外を認める際の具体的根拠についてしっかりと説明と検討を踏まえたことを示す客観的資料を残すべきである。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。また、繰越については、その根拠に関する資料が不足しているとの意見に鑑み、繰越を認定した資料を整理しました。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	176	農政部	みどりの里づくり 推進課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3)結果 (意見3)「久留米花卉園芸農業協同組合」について 事業の実績とその成果を評価するという視点で報告がなされており、この点は評価できる。 もっとも、事業内容の報告が簡潔にすぎ、もう少し詳細な内容を記載したり写真を添付したりするなどして 活動内容が分かりやすく伝わる工夫をしていただきたい。</p>	意見	<p>今後は、実績報告の際に詳細内容の記述や写真添付を実施するように補助金交付団体に指導を実施しました。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	176	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3)結果 (意見4)「久留米花卉生産組合」について 上記久留米花卉園芸農業協同組合で述べたのと同様である。	意見	今後は、実績報告の際に詳細内容の記述や写真添付を実施するように補助金交付団体に指導を実施しました。	措置済
1	29	176	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No62. 植木・花き振興対策事業費補助金 (3)結果 (意見5)くろめ緑花センター協同組合」について 福岡県苗木農業協同組合で述べたのと同様である。	意見	今後は、実績報告の際に詳細内容の記述や写真添付を実施するように補助金交付団体に指導を実施しました。	措置済
1	29	177	農政部	生産流通課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No63. 野菜価格安定事業費補助金 (3)結果 (意見1) 本件は、国・県・市町村が負担金として拠出(造成)したものを社団法人ふくおか園芸農業振興協会が集約し運用する事業に対する交付であり、損金を補償するという損害保険に類するものとして、通常の補助事業とは一線を画されるものように思える。 官公庁が負担するものとしての負担金と補助金の区別論争には言及しないが、支出科目に「負担金」という科目があることから、科目変更も一考してよいのではないか。	意見	H30年度予算より「負担金」に科目変更済	措置済
1	29	178	農政部	生産流通課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No63. 野菜価格安定事業費補助金 (3)結果 (意見2) 上記(2)監査の着眼点①について問題はなく、②について手続面での特段の問題はない。 しかし、実績報告書は、当該年度の精算額とこれと全く同額の次年度予算額が記載されているだけで、実際に最低保障額を下回り填補された金額はいくらであるのか、それによって次年度へいくら繰り越されたのかなどの詳細な事項までは担当課のほうで把握ができていない。上述したように、負担金的性質が強いことは否めないとはいえ、そのことが直ちに本件に関する詳細な内容についての把握が不要となるわけではない。 実績報告書には、少なくとも、翌年度の繰越金額、当該年度の補助金額、当該年度に支出した填補額、次年度への繰越金額を計上し、支出した填補額の根拠を示す内容を報告すべきである。	意見	29年度におきましては、3月末時点での当該年度に支出した補填額、次年度への繰越額について実績報告書への記載を求め、把握できるよう改善いたしました。 また、平成30年度より支出科目を整理し「負担金」に変更しており、補填額や繰越額については、事業実施者である「ふくおか園芸農業振興協会」からの交付通知等で把握しております。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	179	農政部	生産流通課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No64. 学童農園設置事業費補助金 (3)結果 (意見1) 上記(2)監査の着眼点①について問題はなく、②、③について手続面での特段の問題はない。なお、10万円の予算を使い切るため年度末に少額ではあるが調整的支出が認められるのが若干気になった。円滑な支出事務処理上の許容範囲とみるか、改めるよう指導するか、検討していただきたい。	意見	年度末において、調整的な支出と認められるような支出は行わないよう指導を行い、改善しました。	措置済
1	29	181	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3)結果 (意見2)「久留米菊花振興会」について 事業報告書は、久留米市菊花振興課の年間を通じた活動の概要について把握できるが、当該団体に補助金を交付することにより、その目的である「地域特産物の普及促進」にどのように結びつくのか分かりにくい。 おそらく、菊花団体の活動を支援すること自体が、普及促進につながるという考えのもと交付されているものと理解されるが、市税を特定の団体に特定の目的のために交付する以上、少なくとも、当該団体の事業活動の効果や課題について報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	事業の効果や課題について簡潔すぎるとの意見に鑑み、今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。	措置済
1	29	181	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3)結果 (意見3)「田主丸巨峰会」について 「久留米菊花振興会」で述べたことが同様に当てはまる。また、事業の詳細についての添付資料が不足しているため、その活動内容が一読して分かる程度の報告はするよう指導・監督していただきたい。	意見	事業の効果や課題について簡潔すぎるとの意見に鑑み、今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。	措置済
1	29	182	農政部	みどりの里づくり推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No65. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 (3)結果 (意見5)「浮羽菊朋会」について 「久留米菊花振興会」、「田主丸巨峰会」で述べたのと全く同様である。 補助金の目的に沿って検証ができるように報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	事業の効果や課題について簡潔すぎるとの意見に鑑み、今後は、実績報告の際に事業内容や目的、成果について報告するように補助金交付団体に指導を実施しました。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	186	農政部	生産流通課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No68. 酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金 (3)結果 (指摘1) 実績報告書における当該利用組合の決算書につき、支出について、専任雇用費と臨時雇用費の科目があるが、専任雇用と臨時雇用のいずれの人件費も専任雇用費に計上しているため、それぞれの科目に正しく計上されるよう、是正、指導等を行っていただきたい。	指摘	専任雇用費と臨時雇用費それぞれの科目に正しく計上するよう指導・是正済。	措置済
1	29	186	農政部	生産流通課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No68. 酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金 (3)結果 (意見1) 上記(2)監査の着眼点①について問題はなく、②、③について手続面での特段の問題はなかった。しかし、いずれの利用組合の④実績報告書も記載が不十分であり、そのため、⑤、⑥の点について十分な判断ができない。 具体的には、いずれの実績報告書においても、「事業の効果」として、「酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図り、組合員の休日の確保を図るとともに、酪農経営の安定的発展に資することを目的とした事業を展開した。」とだけ記載されている。 しかし、これらを目的とした事業として、具体的にどのような事業を展開し、その結果、どのような成果が得られたのか、また、どのような課題があるのか、について報告しなければならない。 事業内容として、ヘルパー派遣実績や確保出来た休日の実績の記載はあるが、これが、酪農経営の安定的発展と休日の確保の視点からどのように評価できるのか、また、その評価を前提としてどのような課題があるのかについて具体的に報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	本事業は、酪農事業者の利用要望に対してヘルパーを派遣し搾乳や給餌をすることで酪農事業者の休日を確保する酪農ヘルパー事業を支援し、酪農事業者の継続的、安定的な事業経営を図ることを目的としています。 実績報告書の記載内容については、活動内容等をより具体的に記載するよう指導、監督していくこととしました。	今後の措置方針を決定
1	29	188	農政部	農政課	第4章 各部別 各論 (補助金) 7. 農政部 No69. 食育推進事業費補助金 (3)結果 (意見1) 「くるめ食育フェスタ」に関して、事業内容の概要については報告されているが、その詳細についての報告がなされていない。 「くるめ食育フェスタ」は、「食育の認知度・関心度の向上を図るとともに、市民自ら食育を実践する力を養うことで、『市民みんなが参加し、協働する食育』を推進することを目的に、第3次久米市食育推進プランにおける、市民への食育啓発の中心事業として実施する」ことが目的として掲げられている。 しかし、実際に事業を実施した結果、上記目的に対し、どのような成果がどの程度得られたのか判断することできる内容が報告されていない。 したがって、これらを判断しうる程度の事業内容の詳細と、参加者の様子や参加者の感想等を踏まえた事業成果の分析・検討まで報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	食育フェスタの実績報告において実際に市民が展示コーナーや体験コーナーを訪れている写真の掲載、体験コーナー等の参加人数の把握が出来る催しの参加人数の明記を行う等是正を行った。 また、食育フェスタは農業まつりと同時開催しており共用の市民アンケート調査を行っている。次年度から、食育フェスタへの意見を回答する項目を別個に作り事業成果の検討に繋げたい。 食育推進会議では、食育フェスタの実績報告に加えて第3次食育推進プランの進捗確認も行っている。それぞれの事業で実績報告を行っているが、今回から食育推進会議全体の成果について報告を追加した。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	195	商工観光労働部	企業誘致推進課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No73. 産業振興奨励金 (3)結果 (意見1) 平成29年11月末現在、久留米市内の産業団地はほぼ売却又は賃貸済みの状況で新たな企業立地を促す産業団地がない状況である。新たな産業団地の開発は、農地法等関連法規の関係で県の許可が必要な事象が多く、久留米市単独での開発は困難な状況である。 このような現状の中で、企業誘致を進め、雇用を促進し、ひいては法人や雇用者からの納税を獲得するためには、本社機能やコールセンターの誘致に注力する必要性が高まっていると考えられる。	意見	既存のコールセンターを対象とした奨励金について、平成31年4月からは新たにバックオフィスもその対象とした。県事業により整備した久留米・うきは工業団地への誘致と並行して、今後もオフィス系の企業誘致に注力していく。	検討中
1	29	198、199	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No74. 商品券発行事業費補助金 (3)結果 (意見1) 平成28年度より商品券の販売方法を対面販売方法に加えて事前予約販売方法を追加している。昨今、スマートフォン等のIoTの進化は著しいことから、販売方法にインターネット販売方法を追加しプレミアム商品券の購入方法を拡大することも、取扱店アンケートの結果である「事業の継続性」を担う有用な手段と考える。 また、所管部署の他の補助対象事業として久留米市中心市街地活性化基本計画を達成するための事業等があり、交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要と考える。	意見	買占め防止のため販売時に本人確認を行っており、インターネットを用いた販売については実施していない。一方で、事前予約販売方法を採用した平成28年度から久留米商工会議所においてインターネットでの事前予約を行っているが、その利用割合は約30%に止まっている。 なお、中心市街地活性化の効果測定については、4つの指標(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)を設け、毎年、総合的な評価を行うとともに、その結果については商工会議所も含む民間事業者等で組織された中心市街地活性化協議会にも報告を行っている。	措置済
1	29	201	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No75. 信用保証協会保証料補給金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「中小企業者が制度融資利用時の一時的な負担が大きい保証料の補給を行うことで、早期に経営の安定が図られること」を示す指標は、定量的に設定はされていない。例えば、久留米市内の中小企業、零細企業の倒産件数を増加させないという観点など、当該補助金の効果の検証を定量的に実施することが必要と考える。 また、当該補助金の定性的な側面についても、保証料の補給先へ事後調査等を行い、保証料補給の重要性等についての回答を入手することも有用な手段と考える。	意見	信用保証料の補給により、中小企業が安定した経営を図られる効果が期待でき、その後の融資返済にも好影響を与えようとする。そこで、市制度融資利用者の返済状況を定量的に検証を行う。 また、保証料補給を含めた市制度融資について、中小企業へ融資を実行している金融機関より、聞き取りを行うなど、中小企業者の経営の安定に寄与する制度となるよう努めている。	措置済
1	29	204	商工観光労働部	観光・国際課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No76. 筑後川花火大会補助金 (3)結果 (意見1) 人件費の負担について 花火大会決算書には、主に花火大会当日に掛かる現金支出のみが計上されているが、花火大会の主要な準備を行う(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会の人件費、花火大会当日の警備や観客の誘導などを行う久留米市職員の人件費などは含まれていないために、花火大会に掛かる経費の規模が明らかにできていないといえないであろう。まつりの費用対効果を論ずるときは、全ての経費を集計して補助金の効果を検討すべきではあるが、現在の決算書や公財)久留米観光コンベンション国際交流協会との関係、久留米市職員の協力体制の中では目に見えない経費がどれだけあるか明らかにできない。 この論点は花火大会に限らず、全てのまつりに同様のことが言える状況である。	意見	筑後川花火大会は、市内外から多くの観光客が集客できる市最大のイベントであり、安全対策のため、多くの市職員等が業務として従事している。令和2年度の補助金の予算要求時には、人件費の経費等も計上し、すべての経費が見える形で議論していきたい。	今後の措置方針を決定

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	204	商工観光労働部	観光・国際課	第4章 各別各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No76. 筑後川花火大会補助金 (3)結果 (意見2) 出店料、協賛金について 花火協賛金は34百万円と久留米市の祭りの中でも最大の協賛金を獲得しているが、出店業者からの協賛金が10万円と極めて少額である。観客動員が45万人という規模から考えると、出店や近隣商店の売上高は相当なものとなっていると考えられ、これらの店舗からの協賛金の獲得、出店料の値上げを実施し、まつりの自主財源を確保することが望まれる。	意見	出店料の値上げや協賛金の獲得については、これまでの経過の中で清掃等の役割分担もあることから、今後、実行委員会に諮り、調整していきたい。	検討中
1	29	210	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各別各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No77. 久留米商工会議所補助金、No79. 久留米南部商工会補助金、No81. 久留米東部商工会補助金 No88. 田主丸町商工会補助金 (久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金) (3)結果 (指摘1) 補助事業の実績報告の観点において、久留米商工会議所より入手している資料を基に、補助対象経費の審査を実施している。当該審査に係る資料にて、全体合計及び市補助金の確定額に影響を及ぼすほどの重要な内部統制上の不備ではないが、「経営改善普及事業費(2)～(11)」欄の増減の小計が誤っており、当該資料に係る確認方法を改善することが必要である。	指摘	ご指摘の件につきましては、平成30年度より当該資料の表計算チェックの仕組み、また、資料に係る確認方法を改めた。	措置済
1	29	210	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各別各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No77. 久留米商工会議所補助金、No79. 久留米南部商工会補助金、No81. 久留米東部商工会補助金 No88. 田主丸町商工会補助金 (久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金) (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「各団体の経営指導に係る者の質を向上させ、地域事業者への経営指導をより充実させる効果、地域事業者への経営支援、指導の充実」を示す指標は、事業実績報告書にて指導件数等の計数で集計されている。当該実績件数の報告を受領することは効果測定を実施するうえで客観的かつ定量的に把握できると評価できる。 実績報告をさらに活用するために、定量的な側面のみならず、定性的な側面の報告を受領することが必要と考える。例えば、経営指導を受けた対象企業先より経営指導の良い点及び改善点等を聴くことができれば、より良い経営指導の向上に向けた取り組みに繋がると考える。	意見	定期的な評価としましては、各団体からの事業報告書に経営指導に関する事業者の意見などを盛り込むことを検討していきます。	検討中
1	29	216	商工観光労働部	新産業創出支援課	第4章 各別各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No78. 産業技術振興事業費補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果を示す具体的な指標等は設定されていない。例えば、当該補助金に係る補助事業により創出された製品群等の数を指標として設定し、毎年度創出された製品群等を集計し、データとして蓄積する。そして、蓄積された製品群等のデータを市民側へホームページ上等で情報公開することが必要である。	意見	KPIIにつきましては、個別の補助金ではなく、総合計画、地方創生総合戦略において設定しております。 また、これらの実績については総合政策課で取りまとめの上、久留米市ホームページ等で公開し、外部有識者による検証等も行われております。	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	216	商工観光労働部	新産業創出支援課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No78. 産業技術振興事業費補助金 (3)結果 (意見2) 交付先である株式会社久留米リサーチ・パークに対しては、産業技術振興事業費補助金以外にバイオ産業振興事業費補助金が交付されている。補助対象事業に係る経費の収支実績を確認するにあたり、事業間における経費の振替え処理がなされていないことを検証する体制並びに精査方法を定期的に見直すことも必要と考える。	意見	経費の実績確認については、実績報告書添付の個別経費明細等により確認するとともに、精査が必要なものについては補助事業の担当者に確認、指導しております。 また、事業期間中においても適否が不明なものについては、規則、要綱等を踏まえ都度判断をし、事業間における経理の振替え処理がなされないような体制づくりに努めております。	意見に対する見解
1	29	221	商工観光労働部	新産業創出支援課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No82. ビジネスインキュベーション支援事業費補助金(久留米ビジネスプラザ分) (3)結果 (指摘1) この補助金を支給している株式会社久留米ビジネスプラザは、資本金18億5千万円のうち久留米市が16.26%を出資するオフィスビル、駐車場の賃貸・管理及び運営を行い、平成29年3月期は、賃貸等不動産に関する利益は18,685千円を計上している第三セクターである。 一方、当該補助金の支出内訳は以下のとおり、経費の70%に当たる3,393千円が株式会社久留米ビジネスプラザの専務、参事(いずれも市職員の退職者)の人件費である。インキュベーションに係る直接的な経費は賃料補助463千円とセミナー関連費用980千円である。 専務、参事は株式会社ビジネスプラザの管理全般も一部担っていることから、専務、参事の人件費全てをビジネスインキュベーション支援事業費補助金と知的財産普及活用推進事業費補助金から支出するのは補助金の趣旨に合致していない。 賃貸事業の管理等にかかる人件費は第三セクターの収入等他の財源で負担すべきで補助金の人件費負担を明確に区分しなければならない。	指摘	専務、参事の人件費全額をビジネスインキュベーション支援事業費補助金と知的財産普及活用推進事業費補助金から支出していましたが、補助金の趣旨に鑑み、平成31年度より、プロパー職員を含めた総人件費のうち補助対象業務に従事する割合より、補助額を積算する方法に変更しております。	措置済
1	29	229	商工観光労働部	労政課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No83、105. 久留米市雇用・就労推進協議会補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、セミナー参加者又は中小企業に対するアンケート調査方法等の具体的な要領等は見受けられない。そのため、アンケート調査を含む効果測定の方法の要領等を作成し、久留米市雇用・就労推進協議会補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。 つまり、久留米市雇用・就労推進協議会補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。	意見	久留米市雇用・就労推進協議会の事業については、事業実績の協議会を構成する各団体との協議の上、既存事業の見直しや新規事業を随時実施しているところ。 事業の効果測定については、それぞれの事業のテーマや対象(企業向け・労働者向け)が異なるため、効果測定業務を標準化することが適当ではないと考えます。そこで、現在、事業ごとに実績を把握し、目標値との比較や分析、課題を整理しています。今後も、集計された結果を含むデータの蓄積により、事業の改善に努めてまいります。	意見に対する見解
1	29	235、 236	三猪総合支所	産業振興課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No85. 久留米市ふるさとみづま祭補助金 (3)結果 (意見1) 市の補助金の内、地域振興基金分2,700千円は合併特例の基金であり、合併から10年経過すると同時に基金がなくなり、市の補助金は単費の6,479千円のみとなることから、実行委員会は出店料や協賛金の増収と支出の削減を検討する必要がある。	意見	平成30年度から、出店料の値上げ、新たな協賛金の掘り起こしを行い、収入の増加をはかっている。また、祭りの催事内容の見直しを行い、支出の減少に努めている。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	242	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No87. まちなか賑わいづくり支援事業費補助金 (3)結果 (指摘1) くろめヨカモン屋における損益分岐点となる日商と平成28年度の平均日商とを比した場合、補助金を含む場合で損益分岐となる日商のおよそ2分の1、補助金を含まない場合では3分の1程度という状況である。くろめヨカモン屋が開店し補助金が交付されて2年目であるも、損益分岐点の日商と著しく乖離していることから、補助金の効果(地場産品販売を通じた魅力ある情報の発信)が見受けられないと判断されるなら、事業そのものからの撤退を検討しなければならない。現在、その効果を測る指標がないことから、その指標の設定と、効果測定の終期の設定について検討すべきである。</p>	指摘	<p>久留米物産館六ツ門店は久留米シティプラザに隣接し、シティプラザへの来館者をメインターゲットに久留米市が誇る優れた地場産品や広域的な観光情報を提供し、久留米の魅力を発信する拠点施設である。 しかしながら、損益状況の改善は必須であり、平成29年度から売上改善策と経費削減策、運営方法の改善策を実施し、その結果、店舗環境は大幅に改善され、売上高(H30年度はH29比で約150%増)や入店客数(H30年度はH29比で約150%増)とも大きく改善が見られる。 今後も、より魅力的な店舗を目指し、さらなる商品構成の改善と経費削減に取り組み、最終的には、市からの補助金に頼らない店舗運営を目指す。</p>	措置済
1	29	242	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No87. まちなか賑わいづくり支援事業費補助金 (3)結果 (意見1) 損益状況を改善するひとつの方法として、運営母体を変更することも必要と考える。現在は株式会社ハイマートがくろめヨカモン屋を運営している。物産店に係る経営方法を有していること、つまり魅力ある物産の仕入先に精通しており、来店者以外の販路先を拡大することができる等の運営母体へ変更することも損益状況及び資金収支を改善する方法と考える。また、購買者の動向を分析し、購入された物産数を集計し、在庫リスク(物産が陳腐化し廃棄する等)を低減する策を実施することも必要である。 補助対象事業に係る対象経費の家賃について、黒字化及び収支プラス等の損益状況を改善するため、契約先と賃料について減額交渉することも必要と考える。</p>	意見	<p>平成29年度に、経営改善のため、売上改善策と経費削減策、運営方法の改善策等について、ハイマート久留米と協議を行った。 その結果、平成30年度からは、販売業務を地場産くろめに委託し、売上改善策としての外商の拡大、経費削減策としての賃金の見直しや売上量に応じた仕入れの実施し、店舗内外のディスプレイの賑やかさや取り扱う商品数も豊富となり、売上高(H30年度はH29比で約150%増)や入店客数(H30年度はH29比で約150%増)とも大きく改善した。 今後も、より魅力的な店舗を目指し、さらなる商品構成の改善と家賃も含めた経費削減に取り組み、最終的には市からの補助金に頼らない店舗運営を目指す。</p>	措置済
1	29	249	城島総合支所	産業振興課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No90. 城島まつり補助金 (3)結果 (指摘1) まつりで実施されるアオみこしのタイムレース賞、仮装賞として、順位に応じ、現金2万円～4万円が支出されているが、市の補助金の使途としては好ましくない。商品等を提供するとしても市の祭りであることに鑑み再検討しなければならない。</p>	指摘	<p>城島まつり実行委員会役員会(H29.12.11開催)で補助金の使途に関する指摘事項を協議していただいたところ、現金の支出は取り止めることとなった。また、実行委員会からの商品等の提供に際しては、市の補助事業であることを十分に認識し、市民の理解を得られる妥当な範囲に収めるようにすることも確認された。平成30年度より、賞金を廃止し、町の特産品を提供した。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	249	商工観光労働部	産業振興課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No90. 城島まつり補助金 (3)結果 (意見1)人件費について 平成28年度の決算書を記載したが、この決算書には実働部隊の人件費が入っていない。すなわち、まつりは城島支所の職員が実働部隊として準備を行っているが、職員の作業時間の付替えは行われておらず、まつり全体の経費が明らかにできない状況である。このことが、まつりに対し金銭を請求するというわけではないが、評価に際しては、市からの人的支援がどのくらいあるのかも含めて評価を行うべきである。	意見	城島総合支所はあくまで事務局として、まつりに関わっている。実働部隊の役員や実行委員は、地域の方が各々の仕事と両立しながらボランティアで行っている。また、職員はまつり当日も、交通誘導など、安全確保の面で支援していく必要があることから、令和2年度の補助金の予算要求時には、人件費の経費等も計上し、すべての経費が見える形で議論していきたい。	検討中
1	29	256	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No91. 久留米都心部イルミネーション事業費補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「中心市街地における冬場の賑わいづくり、市民の郷土愛の醸成など」を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、イルミネーション参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。平成27年度にくるめ光の祭典事業のイルミネーションに係るアンケート調査は実施しているものの、平成28年度においては同様のアンケート調査は実施されなかったことから、情報資産の蓄積の意識に乏しいといえる。 イルミネーションの必要性を確認するためには、久留米市民の意見を伺うことが必要であり、かつ当該意見を反映できるような取り組みを行うことが重要である。したがって、アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等を作成し、補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。	意見	ご指摘のとおり、当事業の目的である「市民参画による光と賑わいを創出し、市民の活力をもって冬季の魅力づくりや来街促進を図る」には、市民アンケートは必要なものであると考えており、毎年、市民アンケートへの掲載依頼を行っている。 このような認識の下、平成28,29年度は紙面の都合上等で採用されなかったが、平成30年度は市民アンケート「くるモニ」において、市民の満足度や意見を伺っており、今年度も実施する予定である。 この市民アンケート結果については、実行委員会や運営部会にて情報を共有し、ご意見が多いもので、高い効果が見込め、事業予算内での実施が可能なものから事業への反映に向けた検討を進めている。	措置済
1	29	262	商工観光労働部	労政課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No92. 雇用奨励補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、所管部署では翌年度の1月から2月にかけて前年度の4月1日から3月31日までを対象として、該当年度の申請者に係る雇用の定着率を雇用先へアンケート調査している。当該定着率を効果測定の指標として用いることは適当と判断する。 しかし、当該調査期間については、平成27年度より上述した対象期間にて調査しており、平成26年度以前においては現在の対象調査期間と異なることから、雇用の定着率の期間比較可能性が損なわれていることは否定できない。また、雇用の定着率に係る調査方法の具体的な業務を指示する要領等は見受けられないゆえ、雇用の定着率を含む効果測定の検証方法の要領等を作成し、雇用奨励補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。 つまり、雇用奨励補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し、当該方法を継続運用すること、さらには当該方法により集計された雇用の定着率等を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことまで必要とされたい。	意見	雇用奨励金に関わる効果測定業務の実施方法については、ご指摘をいただいた後、マニュアルを作成し、平成27年度分からは、毎年同じ時期に調査を実施しているところですが、定着率等の情報をデータとして蓄積し、今後の施策立案に役立ててまいります。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	268, 267	商工観光労働部	新産業創出支援課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No94. バイオ産業振興事業費補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果を示す具体的な指標等は設定されていない。例えば、当該補助金に係る補助事業により創出された高付加価値製品及び革新的医薬品群等の数を指標として設定し、毎年度創出された高付加価値製品及び革新的医薬品群等を集計しデータとして蓄積する。そして、蓄積された高付加価値製品及び革新的医薬品群等のデータを市民側へホームページ上で情報公開することが必要である。 交付先である株式会社久留米リサーチ・パークに対しては、バイオ産業振興事業費補助金以外に産業技術振興事業費補助金が交付されている。補助対象事業に係る経費の収支実績を確認するにあたり、事業間における経費の振替え処理がなされていないことを検証する体制並びに精査方法を定期的に見直すことも必要と考える。	意見	KPIIにつきましては、個別の補助金ではなく、総合計画、地方創生総合戦略において設定しております。 また、これらの実績については総合政策課で取りまとめの上、久留米市ホームページ等で公開し、外部有識者による検証等も行われております。 また、経費の実績確認については、実績報告書添付の個別経費明細等により確認するとともに、精査が必要なものについては補助事業の担当者に確認、指導をしております。 また、事業期間中においても適否が不明なものについては、規則、要綱等を踏まえ都度判断をし、事業間における経理の振替え処理がなされないような体制づくりに努めております。	意見に対する見解
1	29	271	商工観光労働部	新産業創出支援課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No95. 知的財産普及活用推進事業費補助金 (3)結果 (指摘1) 以下は、平成29年度の補助金の決算書である。人件費3,393千円は、第三セクターの株式会社ビジネスプラザの管理全般も一部担う専務、参事(いずれも市職員の退職者)の人件費になるが、専務、参事の人件費は補助対象事業以外の業務にかかる部分については補助金額から減額すべきである。詳細はビジネスインキュベーション支援事業費補助金(久留米ビジネスプラザ分)に記載している。	指摘	専務、参事の件費全額をビジネスインキュベーション支援事業費補助金と知的財産普及活用推進事業費補助金から支出していましたが、補助金の趣旨に鑑み、平成31年度より、プロパー職員を含めた総人件費のうち補助対象業務に従事する割合より、補助額を積算する方法に変更しております。	措置済
1	29	271	商工観光労働部	新産業創出支援課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No95. 知的財産普及活用推進事業費補助金 (3)結果 (意見1)㈱久留米リサーチ・パークへの補助金との整合 久留米市は、産業技術振興事業費補助金、バイオ産業振興事業費補助金を㈱久留米リサーチ・パークに対しても支給している。これらの補助金は、密接に関連する内容であることから、整理統合することでより有効な結果が得られる可能性があると考えられるので、一度整理する必要性が高いと考えられる。	意見	知的財産の普及活用を推進することにより、地域産業の振興及び活性化を目指すもので、株式会社久留米ビジネスプラザが行う推進活動に対し、助成をしております。(㈱久留米リサーチ・パークへの補助金とは、事業主体及び事業の性質が異なるため、整理統合せず運用しております。	意見に対する見解
1	29	275	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No96. 中心市街地活性化協議会補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、上述する市が期待する効果を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。協議会より提供される事業報告書は書面にて入手しているものの、情報資産として蓄積し、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。 そして、蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である協議会へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。	意見	協議会より提出される事業報告書にある事業については、事業ごとに情報資産として蓄積するとともに、毎週1回、事業の進捗状況や今後の事業継続、新しい取り組みの検討の必要性について、意見交換を実施している。 また、中心市街地活性化の取り組みについては、4つの効果測定(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)を設け、毎年総合的な評価を行うとともに、その結果については中心市街地活性化協議会にも報告を行い、追加施策の導入や事業継続の要否につなげている。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	280	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No97. 人にやさしい商店街づくり事業費補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、上述する市が期待する効果を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、当該イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。	意見	来街者の顧客化につなげるため、交付先団体やタウンマネージャーがイベント参加者や参加店舗向けのアンケート調査を実施し、結果分析を行うとともに、情報の蓄積を図っており、これらの情報をもとに、事業のアフターフォローや改善を行い、商店街のさらなる魅力づくりにつなげている。	措置済
1	29	280	商工観光労働部	商工政策課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No97. 人にやさしい商店街づくり事業費補助金 (3)結果 (意見2) 所管部署の他の補助対象事業として久留米市中心市街地活性化基本計画を達成するための事業等があり、交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要と考える。また、当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。	意見	中心市街地活性化の達成度合を図るために設けている4つの指標(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)の達成状況を、毎年商工会議所を含む民間事業者で構成される中心市街地活性化協議会に報告しており、その結果を踏まえ、対象事業等の成果や今後の方針等についての意見交換を行い、追加施策の導入や事業継続の要否等の検討を行っている。	措置済
1	29	283	商工観光労働部	観光・国際課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No98. 久留米つつじマーチ事業補助金 (3)結果 (意見1) 成果指標をただ参加者人数とするのではなく、海外からの参加者、県外からの参加者、市民の参加者、宿泊者の経済的効果など細かく把握し、イベント開催の効果を目に見える形に落とし込み、次年度以降への開催につなげる視点があっても良いものと考えられる。	意見	イベントの効果測定については、参加者の属性等を把握し、次年度以降の実施に向けた資料とする。	措置済
1	29	285	商工観光労働部	観光・国際課	第4章 各部別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No99. (公財)高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金 (3)結果 (意見1) 高山彦九郎の墓所に隣接する遍照院庭園や茶室は管理が行き届いており、寺町の観光スポットの一つとなる可能性を持った庭園等であると考えられるが、訪問者数は少なく、市内住民、市外、海外の観光客に対する認知が全くない状況である。また、久留米市側の観光資源として活用していく具体的方針がない状況である。一定の補助金を支給して庭園などを管理しているのであれば、市が認めている価値を一般市民が共有できるような発信をする責任が市には存在するものと考えられる。	意見	国内外の観光客に向け、「新しい久留米の歩き方」の10コースに設定し、観光スポットとして寺町周遊とあわせた情報発信を実施した。また、今後周辺部の公園としての整備や道路整備についての検討も進められていくことから、効果的な取り組みを検討していく。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	289	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No100. 中小企業共同事業等補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化」を示す具体的な指標(例.商店街における購入者の人数又は売上高等)の設定は見受けられない。交付先より事業実績報告書における実施・効果欄にて回答結果は得ているものの、当該回答は主観的な感想に留まっており、客観的な計数等で示された測定検証は見受けられない。 補助事業の効果を検証するために、商店街における購入者の人数又は売上高等の具体的な指標を設定することが必要である。そして、当該指標のデータを蓄積し、期間比較を実施できるよう業務体制の整備及び運用方法を構築することが必要である。また、当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となると考える。</p>	意見	<p>客数や売上高は会社経営の根幹であり全ての個店を調査することは困難であるが、商工団体やイベント主催団体、タウンマネージャーが可能な限り参加者の状況や反応を聞き取っており、それらの内容を情報交換しながら追加施策や次年度の事業継続の要否等の判断材料とし、協議を行っている。</p>	措置済
1	29	291	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No101. 中小企業経営改善支援事業費補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果として「商工会議所の職員では対応が難しい専門性が高い相談への対応が可能となり、もって、中小企業への経営安定・経営改善が期待できる。」を示す指標は、定量的に設定はされていない。当該事業の利用件数を増加させるという指標を設けるよりも、中小企業改善支援事業の交付先よりアンケート調査による回答を入手している現状は効果測定を定性的に評価できることから、当該調査を継続していくことが望ましい。また、調査により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。</p>	意見	<p>支援を受けた中小企業に実施している、事後アンケート調査結果を集計し、データの蓄積を実施している。このデータより市内企業の支援ニーズを把握し、施策の検討に活用している。</p>	措置済
1	29	297	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No102. 海外経済交流事業費補助金 (3)結果 (意見1) 海外ビジネスコーディネーター事業におけるビジネスマッチング成約後の企業に対する調査までは実施されていないことから、所管部署等において、ビジネスマッチング後のフォローアップを行うが重要と考える。具体的には、ビジネスマッチングが成功した事例又は失敗した事例の該当企業に対して、アンケート調査を実施し、成功した要因並びに失敗した要因を把握し、要因の情報を蓄積することが必要である。当該情報を検討会におけるコーディネーター等と情報共有できる仕組みを構築し、新規案件時に情報を活用することで市が期待する補助金の効果である、海外ビジネス展開した企業の収益向上に伴う税収増加に間接的に繋がると考える。</p>	意見	<p>ビジネスマッチング後のフォローアップとして、職員による企業訪問を実施し、海外展開状況のヒアリングしている。平成30年度より、海外展開事例を資料にまとめ、他の案件やコーディネーターとの情報共有に活用していく。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	302	商工観光労働部	商工政策課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No103. 中心市街地活性化推進イベント補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の効果測定等の観点において、市が期待する効果である「各団体等が実施するイベントによる賑わいの促進」を示す指標は、性質上具体的な指標を設定することが難しいと考える。しかし、当該イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。現状、くろめ日曜市や商店街魅力向上事業に対するアンケート調査方法等の具体的な要領等は見受けられない。 そのため、アンケート調査を含む効果測定の検証方法の要領等を作成し、中心市街地活性化推進イベント補助金の効果測定業務を標準化することが必要と考える。 つまり、中心市街地活性化推進イベント補助金に係る効果測定業務の実施方法を要綱、要領又はマニュアル等で整備し、効果測定の指標を設定し当該方法を継続運用することが必要である。そして、当該方法により集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、所管部署における重要な無形資産として保管していくことが必要である。</p>	意見	<p>イベント参加者の反応については、実施主体や商工団体、タウンマネージャー等の聞き取りにより、可能な限り入手しているところである。 また、中心市街地活性化の取り組みについては、4つの効果測定の指標(歩行者通行量、公共施設利用者数、空き店舗率、居住人口)を設け、毎年、総合的な評価も行っており、それらの結果等を踏まえ、次年度の事業継続の要否等の判断材料としている。</p>	措置済
1	29	308	商工観光労働部	労政課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No104. 久留米市勤労者福祉推進団体補助金 (3)結果 (意見1) 補助事業の実績報告の観点において、所管部署では、交付先より事業報告書及び収支決算書を入手しているものの、補助対象事業に係る必要経費の決算額の内訳を把握できる資料明細までは入手していない状況である。つまり、久留米地区労政懇談会の収支決算書における補助対象事業の必要経費である(2)学習・講演会費、(3)文化・体育、(4)メーデー、(6)地域懇談会、(7)クリーンキャンペーン及び(8)労働相談事業の支出額、並びに筑後地区労働福祉推進会議の収支決算書における補助対象事業の必要経費である①雇用問題、②医療・年金・福祉、④勤労者祭典、⑤文化・体育及び⑥時短の支出額については、各経費明細の確認検証は実施されていない。 ゆえに、所管部署において、交付先から入手する収支決算書に係る事業経費のうち、補助対象事業の経費については、交付先より補助対象事業の経費金額及び内容等の明細を確認できる資料を入手すると共に、領収書等の根拠証憑の有無を確認する及び補助対象経費に該当するか否か等精査することが必要である。また、交付先に対して、該当する補助対象経費の元帳、根拠証憑の整理及び保管を含む指導を強化していくことも必要である。</p>	意見	<p>補助事業の実績報告時の確認方法につきましては、ご指摘いただいた後、平成29年度分より、補助対象事業の領収書、通帳、出納簿等の関係資料の確認を実施しているところです。 引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	措置済
1	29	311	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No106. サイクリングセンター事業費補助金 (3)結果 (意見1)制度の一体的運営 久留米市にはブリヂストンの発祥の地として、自転車利用を促進するための取組が複数の部で複数存在するが、それぞれが単発で方向性が異なっているように見受けられる。 制度、部署を今一度見直し、調和性のある一体的な制度となるよう整理することが望まれる。 具体的には、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が市の補助金を活用し、(1)サイクルファミリーパーク、(2)レンタサイクル事業 ①百年公園サイクリングセンター、②耳納北麓レンタサイクルを実施しており、都市建設部交通政策課がコミュニティサイクル利用促進事業として久留米市コミュニティサイクル『くるくる』を実施している。 観光・国際課は観光客や市民の観光や休日の楽しみの一環としてのサイクリングに着目し、交通政策課は日常の乗り物としての自転車に着目しているのかもしれないが、一体的に展開することでより効果が期待できると考えられる。</p>	意見	<p>ご指摘を踏まえ、「百年公園サイクリングセンター」については、久留米市コミュニティサイクル『くるくる』が近くに設置されたこともあり、平成30年度をもって廃止した。今後も、交通政策課と連携を図り、一体的かつ効果的な取り組みとして整理していく。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	312	商工観光労働部	観光・国際課	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No106. サイクリングセンター事業費補助金 (3)結果 (意見2)百年公園サイクリングセンター 百年公園サイクリングセンターの事業は646千円と少額の予算で貸自転車86台、開園日数98日を管理運営している。開園日98日1日当たりの管理運営経費は6,591円(利用料収入は考慮外)で1日8時間～11時間の貸出時間をカバーしているため、収支はマイナスとなり、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会が不足額を補填する、という構造である。 利用者も少なく、久留米市民の認知度も低いことから事業を廃止して、他の観光ツールへ事業費を集約した方が、観光資源の有効活用になると考えられる。	意見	ご指摘を踏まえ、施設の運営や観光客誘致等について検討した結果、平成30年度をもって事業を廃止した。	措置済
1	29	314	商工観光労働部	新産業創出支援課(H28年度) 商工政策課(~H27年度)	第4章 各別 各論 (補助金) 8. 商工観光労働部 No107. ものづくり支援事業費補助金 (3)結果 (意見1) 当該補助金に関するホームページには、制度概要(対象者、対象事業、委託支援額等)を記載しているのみで、各年度の補助企業、補助内容、補助金額等は公表されていない。補助企業名等の公表は利用者側が好まないこともあるかもしれないが、市からの補助実績については公表することで市民への説明責任を果たすことになり、後発の補助金申請者への補助金利用の誘因となると考えられる。従って、補助実績、成果等についてできるだけ公表することがのぞまれる。	意見	ご指摘を踏まえ、平成30年より各年度の採択企業名、テーマ名等を公表しております。	措置済
1	29	316、 317	都市建設部	公園緑化推進課	第4章 各別 各論 (補助金) 9. 都市建設部 No108. 久留米みどりの市民会議補助金 (3)結果 (意見1) 監査の着眼点①～③について特段の問題点は見受けられなかった。 ④実績報告書においても、参加実績や写真添付とともに、その活動内容・実績が、一読・一見して把握できる程度の報告がなされており、当該報告書から把握される事業規模に照らし、補助金額が相当であることも把握できた。 もともと、上述したとおり、久留米みどりの市民会議の活動資金の約97%が久留米市からの補助金であるから、同団体が実施している緑化啓発事業等が効果的・効率的に実施されているのか、より詳細に分析・検討をしていく姿勢が必要であると考えられる。 この点、実績報告書においては、その実施内容と結果は把握できるが、これが毎年繰り返されていることによって、どの程度緑化推進が図られてきているか、どの程度市民の緑化啓発が促進されているかについて分析・検討をするには若干不十分である。 市としては、参加者数や参加実績などについて、これまでの推移を分析するなどしているが、加えて、単にリピーターでとどまっていないか、新規参加者はどの程度いるのか、各種イベントの参加者や花苗交付先団体に対しアンケートを実施してその分析・評価を求めたりするなど、効果的・効率的実施を分析・検討できる報告をするよう指導・監督していただきたい。 また、久留米市緑化基金に基づく事業については、年々寄付金額が減少し、一部基金を取り崩しながら事業を実施してきているが、昭和59年度から平成28年度までの32年間における事業費平均額を算定してみると、1年あたり約118万円となっており、一方、基金残高は上記のとおり、約4,700万円となっている。 そして、基金の使用目的は、「みどりの育成事業及び保全事業の推進のため」となっており、久留米みどりの市民会議が実施している事業とその目的をほぼ同一にしている。 したがって、久留米みどりの市民会議の実施事業と久留米市緑化基金による実施事業について、統一的な事業実施が工夫できないか、基金の取り崩しの可否と補助金交付額の減額の視点も含め、何が最も効果的・効率的な事業実施のための補助金交付となるのかについて一度整理して議論していただきたい。	意見	平成30年度の各種イベントの参加者に対して、アンケート等を実施し、満足度や参加回数等について検証した。特に講習会への参加者の満足度は高く、講習会に参加回数が多い人ほど、緑化基金等への事業への理解が深まっていることがわかりました。 今後は、新規参加者を増やす取り組みや広報に工夫をおこなっていきたくと考えております。また、久留米市緑化基金の在り方については、会員との意見等をまとめる等、引き続き検討を行ってまいります。	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	318	総務部	防災対策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 9. 都市建設部 No109. 消防家族慰安会補助金 (3)結果 (指摘1)</p> <p>今回、過去5年間の手続等資料の監査を実施したが、平成24年度及び平成25年度の実績報告書の確認ができなかった。 担当者にヒアリングしたところ、補助金に関する書類の保管期間は5年間であるが、家族慰安会の事業に関する書類の保管期間は3年間となっており、補助金に関する書類として保管しなければならないところ、慰安会に関する書類として誤って保管したことから保管期間経過により破棄された可能性がある、とのことであった。 どのような理由であれ、当該補助金の効果的・効率的な支出がなされているか否かを検証するために最も重要な資料である実績報告書の現存が確認できないことがあってはならない。当該補助金の効果的・効率的な支出がなされているか適切な検証がなされていないのではないかと疑念を抱かせる要因ともなる。したがって、重要書類の提出・保管が確認できなかった原因を精査の上、そのようなことがないよう再発防止対策をとられたい。</p>	指摘	<p>本事案は、文書保管を行っているフォルダの名称が曖昧であったことに起因するものであったことから、今回の事案を受け、職員の認識の共有を再度図るとともに、文書保管フォルダの名称を明確にし、文書の適正な管理に努めております。</p>	措置済
1	29	319	総務部	防災対策課	<p>第4章 各部別 各論 (補助金) 9. 都市建設部 No109. 消防家族慰安会補助金 (3)結果 (意見2)</p> <p>現在の補助金については、毎年一律1,800千円となっており、画一した規模での事業を展開せざるを得ない。事業を効果的に実施するためには、事業の成果の検証体制を確立させながら、新企画の事業等を取り入れ、補助金を毎年一律で固定させるのではなく、中長期的な事業計画を策定し、補助金の中長期的運用を行うなど工夫が必要である。</p>	意見	<p>事業を効果的に実施するため、中長期的な事業計画の策定など、事業内容の工夫について、検討してまいります。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	321, 322	議会事務局		<p>第4章 各別 各論 (補助金) 10. 議会事務局 No110. 政務活動費交付金 (3)結果 (意見1)調査研究費について 政務活動費の支出事務は、市議会の申し合わせによって策定された「政務活動費マニュアル」に従って実施されているところ、同マニュアルによると、調査研究の報告書は、「宿泊を伴う視察調査」を行った場合にのみ提出を求める扱いとなっている。 しかし、この点について意見がある。まず、政務活動は、「久留米市議会政務活動費の交付に関する条例」(以下、「本件条例」という。)第6条において、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」と定義されており、当然、調査研究費も、このような活動のために支出されなければならないものである。この点、調査研究(そのほとんどは視察である)を実施した後の「視察報告書」とは、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって調査・視察が必要であると考えたのか、なぜその視察先を選定したのか、実際に当該調査・視察を実施した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのか、を把握するために極めて重要なものである。端的に言えば、「視察報告書」とは、当該調査研究(視察)が真に政務活動としての意義を有しているか否かを判断しうるものでなければならない。 そして、このような「視察報告書」の重要性は、「宿泊を伴う」視察であろうと、「宿泊を伴わない」視察であろうと、何ら異なることはないのであるから、「視察報告書」の提出を「宿泊を伴う」視察に限定している取り扱いは見直すべきである。 また、政務活動費支出の適切性・効率性等を判断するために本件条例第8条が規定する事業実績の報告書においては、視察日時と場所しか記載されておらず、実績報告書からは具体的な視察目的・成果が全く分からないものとなっていることから、各視察の報告書は、実績報告書に添付して議長へ提出すべきである。 また、「視察報告書」の内容についても監査を実施したが、その記載内容自体にも改善を求めたい。 前述したとおり、政務活動が、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」である以上、「視察報告書」は、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって調査・視察が必要であると考えたのか、なぜその視察地を選定したのか、実際に当該調査・視察を実施した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのかを把握できる内容でなければならないはずである。 しかし、視察報告書の「感想」欄には、数行程度の単なる感想が記載されているものが散見されるとともに、視察先で入手したパンフレットや説明文を添付しただけのものも見受けられ、どのような成果が得られ、どう生かせるのかについて記載されたものはほとんどなかった。 これは「政務活動費マニュアル」が例示する報告書の書式自体に原因があると考えられる。視察報告書の書式に設けられた項目は、「期日」、「視察地」、「参加者」、「視察項目」、「説明者」、「説明内容」、「感想」しかない。 上述した視察報告書の意義に照らすならば、報告書には、上記項目に加え、「当該視察地を選定した背景」や、「視察の目的」を設けるべきである。そして、「感想」ではなく、「視察の成果と久留米市へ期待される効果」を記載すべきである。 政務活動費のうち、視察費用及び研修費が多くの割合を占めている(平成28年度の決算額19,010,190円のうち、視察費用及び研修費は12,706,470円で全体の約67%を占めている)ことからすれば、その報告書の重要性はさらに大きいといえる。</p>	意見	<p>10月1日付で以下のとおり変更を行いました。</p> <p>①視察報告書については、宿泊の実施に関わらず提出。 ②視察報告書の様式例について、「感想」欄を削除し、「視察の目的」「当該視察地を選定した理由」「視察の成果と久留米市へ期待される効果」欄を追加</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	322, 323	議会事務局		<p>第4章 各別 各論 (補助金) 10. 議会事務局 No110. 政務活動費交付金 (3)結果 (意見2)研修費について 研修費についても、「政務活動費マニュアル」において、研修会の報告書は、「宿泊を伴う研修会」に参加した場合にのみ提出を求める扱いとなっている。</p> <p>しかし、政務活動が、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動」である以上、その活動の一環としての「研修報告書」は、当該市議会議員が、現在、市政の課題や市民の意思をどのように把握し、それを前提にどのような目的・問題意識をもって研修への参加が必要であると考えたのか、当該研修に参加した結果どのような成果を得たのか、そして、その成果を市政や住民の福祉の増進のためにどのように生かせるのかを把握するために重要な意義を有するものであるから、調査研究費で述べたのと同様、報告書の提出を「宿泊を伴う」場合にのみ限定することは見直すべきである。</p> <p>また、「研修報告書」の内容についても監査を実施したが、その記載内容自体にも改善を求めたい点がある。</p> <p>これも、調査研究費で述べたのと同様、研修会参加の動機・目的が不明で、「感想」も単なる感想に留まるものがほとんどである。これも、「政務活動費マニュアル」が例示する報告書の書式自体に原因があると考えられる。研修報告書の書式に設けられた項目は、「期日」、「開催地」、「参加者」、「研修項目」、「説明者」、「説明内容」、「感想」しかなく、研修会への参加動機・目的、得た成果が把握できない。</p> <p>一方、研修会は、それ自体、市政に関する重要なテーマを扱っているものがほとんどであること、知識やノウハウの習得は、それ自体が市議会議員の資質を向上させるものと考えられること、研修会での成果は直ちに具体的な市政への反映が実現できるわけではないものも多いと考えられることなどから、調査研究における報告書と同程度の詳細な報告を求めることが必ずしも適切とはいえない。</p> <p>したがって、少なくとも、報告書には、上記項目に加え、「当該研修への参加動機・目的」を設け、「感想」ではなく、「研修の成果」を設けるべきである。</p>	意見	<p>10月1日付で以下のとおり変更を行いました。</p> <p>①研修報告書については、宿泊の実施に関わらず提出。 ②研修報告書の様式例について、「感想」欄を削除し、「当該研修への参加動機・目的」「研修の成果」欄を追加。</p>	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	323, 324	議会事務局		<p>第4章 各別 各論 (補助金) 10. 議会事務局 No110. 政務活動費交付金 (3)結果 (意見3)広報費について</p> <p>広報費として支出されているもののほとんどが、「市政報告」である。 会派によってかなりのばらつきがあり、政務活動費から市政報告の費用を支出していない会派もあれば、会派所属の複数の議員が、政務活動費から個別に市政報告を作成している会派もあった。 この点、政務活動費における広報費は、「会派が」行う活動の成果等を住民に報告するために要する経費であり、議員個人の活動内容や成果を報告するために支出してはならない。 参考判例として、東京高裁平成22年11月5日判決は、議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面のいずれかが明らかに強いともいえないような広報活動については、その費用の半額については「議員の調査研究に資する」ものとして政務調査費から支出することができる旨判示している。 複数の議員が個別に「市政報告」を作成しているもの内容をみても、A3用紙複数枚に詳細に記載しているものから、はがきに極めて簡潔に記載しているものまでかなりのばらつきがあり、また、作成した議員個人の写真が掲載しているものから、議員名のみで写真が掲載されていないものもあった。いずれも、会派の記載があるが、議員個人名の方が大きなフォントで記載されていることは共通していた。 会派として住民に報告することが目的だとすれば、内容にばらつきのあるものを複数個別に配布する必要性・合理性に乏しいこと、作成した議員ごとに報告内容の具体性に差があるとともに会派より個別名が強調され、個別写真が掲載されているものもあることに照らすと、個別の議員の選挙民へのアピールの側面があることは否定できない。 以上のことから、直ちに、東京高裁がいう「議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面のいずれかが明らかに強いともいえない」とまではいえない。しかし、複数の議員が自分の名前を示してそれぞれ内容・体裁の異なる市政報告を配布することによって個別の議員をアピールする側面が否定できない以上、会派内において、内容の統一性や個別に配布する必要性について協議して判断すべきである。 上記のような疑念を払拭するためには、政務活動費による市政報告の作成・配布は、会派ごとに統一して作成するとするか、個別の議員の判断で個別に作成・配布するのであれば、個人宣伝的な側面を有するものとみなし、一律に半額の支出のみを認めるとするか、いずれかの画一的な基準を設けることが望ましいと考える。 これらを受け、内容の統一性や個別に作成・配布する必要性、議員の個人宣伝的側面の有無などについて、一度、慎重に議論していただきたい。また、かかる市政報告作成・印刷の委託先について、業者ではなく個人へ委託した場合、利害関係等疑念を抱かせる危険性があるため、個人への委託はしないことが望ましい。</p>	意見	<p>・広報費については、「会派が行う活動の成果又は市政について住民に報告するために要する経費」として活用できることとなっております。この運用については、条例や規則、マニュアルを踏まえ、これまでも議会と議会事務局が必要に応じて協議、検討を行っております。広報誌については、会派代表者が会派広報誌と認められた上で、政務活動費として支出されており、現段階では適正と考えております。今後とも、議会と協議・検討を行い、政務活動費の適正な支出に努めていきます。</p>	意見に対する見解
1	29	324	議会事務局		<p>第4章 各別 各論 (補助金) 10. 議会事務局 No110. 政務活動費交付金 (3)結果 (意見4)旅費・交通費について</p> <p>ガソリン代については、提出された領収書に基づき、その具体的な移動内容を確認するのではなく、領収書合計額の1/2を超えず、かつ、1万円を上限として支出する運用となっている。 自家用車による移動の詳細を報告・把握し政務活動用の移動が否か判断することは円滑な支出事務処理上困難であること、通常の政務活動として全体のガソリン代の1/2かつ1万円を上限とする額は妥当であることから、合理的な運用と考える。 また、調査研究及び研修会参加の旅費については、「久留米市職員等旅費支給条例、久留米市職員等旅費支給条例施行規則及び久留米市職員等旅費支給条例及び同施行規則の運用方針について」に従って処理されており、それ自体は適正に処理されている。 もっとも、実際の実費は基準額より相当程度低額であることが多いこと、調査研究及び研修会参加の旅費が政務活動費の大部分を占めることに照らせば、実費精算とする条例等の改正を検討することをもよいのではないかと考える。</p>	意見	<p>調査研究及び研修会参加の旅費については、「久留米市職員等旅費支給条例、久留米市職員等旅費支給条例施行規則及び久留米市職員等旅費支給条例及び同施行規則の運用方針について」に従って処理しています。今後改正があった際は、それに準じて対応していきます。</p>	意見に対する見解

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	326	農業委員会	(所管課)農政部 農政課 (事務執行)農業 委員会	第4章 各部別 各論 (補助金) 11. 農業委員会 No111. 土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金 (3)結果 (指摘1) 本件補助金は、交付を受けようとする農業経営体が、所定の申請書を提出して申請し(本件交付要綱第4条1項)、これを受理した市長が、その内容を審査し、その適否を決定するものとされている(同第5条1項)。 しかしながら、実際の運用上は、まず、市側から、交付要件を満たすと思われる申請対象者に対し、申請を促す「案内文」を発送し、申請対象者は、印鑑と振込先通帳を持参して登庁し、既に市側で作成された申請書に、日付、生年月日を記載し、捺印することとなっている。 この「案内文」発送にかかる決裁手続において、本件「交付要綱第4条に基づき、申請対象者に発送したい」として決裁を仰いでいるが、上述したとおり、「案内文」発送は、本件交付要綱第4条に基づく行為ではなく、同条第4項に基づく申請を促すための誘引行為であり、決裁を仰ぐ根拠として誤った表現(決裁手続)となっている。 したがって、かかる表現(決裁手続)について見直す(改める)必要がある。	指摘	決算文書の「交付要綱第4条に基づき、」という文章を削除し、要綱に沿った決裁文書の文面へと訂正した。前年度の決裁文章をそのまま引用していたことから、誤った表現を使っていたが、今後は、決裁の際にはきちんと要綱を確認するように徹底する。	措置済
1	29	326, 327	農業委員会	(所管課)農政部 農政課 (事務執行)農業 委員会	第4章 各部別 各論 (補助金) 11. 農業委員会 No111. 土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金 (3)結果 (意見1) 本件補助金交付にあたり、農業委員会において実施している農家及び農地の把握、新規有償借人の把握と申請手続上の事務処理など、その多大な作業量・労力や、緻密な事務処理そのものについては指摘・意見すべきことはない。 但し、補助金交付後の実績報告は、これも市側が作成・準備した報告書に申請者が署名(記名)・捺印することとなり、その内容は、「補助金の交付を受けた」という報告だけで、交付を受けた結果、どのような実績や効果があったのか、についての報告内容がない。 このようなことから、本件補助金の交付が、どの程度、認定農業者の経営安定に寄与しているのかなどについて把握することができない。 この点、客観的データによると、認定農業者による土地の集積率は直近5年間で約10%向上しているとのことであり、様々な施策が一定の効果を生んでいることが伺われるが、本件補助金の中でどのように機能(どの程度寄与)しているのか分かりにくい。 一般論として、一定金額の交付が経営安定に資することは理解できるが、補助金交付の適切性を判断するためには、当該補助金の交付によって、当該補助金交付の目的が、どの程度、効果的・効率的に達成できているかを分析・検討することが必要不可欠である。 また、現在の実績報告書は、補助金の交付を受けたことのみを報告する書式となっているため、これを改め、目的との関連で、例えば、経営安定にどのように(どの程度)寄与したかなどについて、具体的事実をもとに報告するよう指導・監督していただきたい。	意見	実績報告書の様式につきましては、事業実施により得られた効果が記載できるよう、交付要綱の改正を検討する。	検討中
1	29	329	上下水道部	給排水設備課	第4章 各部別 各論 (補助金) 12. 上下水道部 No112. 久留米市浄化槽維持管理費補助金 (3)結果 (指摘1) 補助金の申請、決定、交付等の手続きは、監査を実施した範囲内において適正に実施されていた。また、申請者が提出した領収書等の写しも適切に保管されていた。浄化槽の維持管理には、平均して年間約60,000円必要となっている。現状では5年間に限り年10,000円の補助となっているが、浄化槽の必要性に鑑み、補助金の増額や期間の延長を検討すべきではないかと考える。	意見	維持管理補助について、年10,000円を最大5年間補助していますが、補助金の増額や補助期間の延長は市の財政負担が増えることから、他の生活排水処理の手法との状況を考慮しながら検討していきます。	検討中

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	331	上下水道部	下水道施設課	第4章 各別 各論 (補助金) 12. 上下水道部 No113. 久留米市し尿処理及び浄化槽清掃事業補助金 (3)結果 (意見1) 平成28年度における補助金の交付決定に関する文書は、清掃事業協同組合の申請書、事業計画、収支予算案等が添付され、また補助金の確定に関する文書も清掃事業協同組合の実績報告書、事業報告書、収支決算書等が添付された状態で久留米市に適切に保存されていた。 これらの文書は、担当者から決裁権者である部長までの押印がなされており、補助金の交付決定及び補助金額の確定に関する手続きは、監査を実施した範囲において適正であった。 ここで、清掃事業協同組合の収支決算書を見ると、貸借対照表の純資産の部における別途積立金に対応するだけの預金を平成28年度末に有していた。今後は、補助金額の決定にあたり、収支のみならず、清掃事業協同組合の財政状態も勘案してみてはどうか考える。	意見	清掃事業協同組合の別途積立金は、当該組合の事務所建設(用地確保含む)を目的としています。当該組合の経営状況は下水道整備の進捗(下水道普及率 H30年3月末 80.7%)により漸次厳しいものとなっていますので、補助金額については、当該組合の収支状況や積立金の目的や内容等を考慮しながら検討してまいります。	検討中
1	29	335、 336	健康福祉部	長寿支援課	第4章 各別 各論 (負担金) 1. 健康福祉部 No114. 浮羽老人ホーム組合負担金 (3)結果 (意見1) 負担金支出による効果について、規約で負担金割合が定められており、規約に則り負担金を支出することには問題ないと考える。一方、定員数55名に対して久留米市からの措置による入居者数は2名、平成28年度における負担金支出額は15,223千円であり、規約どおりに久留米市における負担金支出が妥当か否かを検討することが望ましい。	意見	負担金の増大等の課題を踏まえ、平成28年に運営のあり方を検討する「組合議会全員協議会」を設置し、協議会での意見に沿って平成31年4月より民営化し、一部事務組合は平成31年3月31日をもって解散した。	措置済
1	29	336	健康福祉部	長寿支援課	第4章 各別 各論 (負担金) 1. 健康福祉部 No114. 浮羽老人ホーム組合負担金 (3)結果 (意見2) 組合が浮羽老人ホームの運営に携わり、13年以上経過している。運営主体の見直しを実施することも必要と考えられる。なお、見直しする際には、見直しの根拠となる経営指標(例.入居率が一定水準で維持できる、歳入歳出の収支が継続してプラスなど)を設定することが必要である。 組合からの歳入歳出決算書のうち、歳出における2老人ホームの支出済額1事務費及び2事業費の内容を把握できる明細資料を入手しているものの、当該資料を基に組合側への質問等を実施し、当該事務費及び事業費の検証をすることも、久留米市側が負担金支出の妥当性を検討する上での一つの有効な手段と考えられる。 また、うきは市と久留米市の市長をはじめとする市議会議員にて組合における歳入歳出決算書は決議されており、かつ監査委員による監査が実施されている。しかし、一層の負担金支出の妥当性を確保する手段として、負担金の実質的な効果を測定するため、福岡県、うきは市と協議し、第三者による外部監査を導入することも効果的と考える。	意見	負担金の増大等の課題を踏まえ、平成28年に運営のあり方を検討する「組合議会全員協議会」を設置し、協議会での意見に沿って平成31年4月より民営化し、一部事務組合は平成31年3月31日をもって解散した。	措置済

No.	年度	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	29	342,343	総務部	防災対策課	<p>第4章 各部別 各論 (交付金) 1. 都市建設部 No115. 久留米市消防団運営費交付金 (3)結果 (指摘1) まず、各消防団からの実績報告について、収支計算書上における勘定科目の設定が適切になされておらず、支出実績の内容を適切に把握することができていないことが挙げられる。上述した概要における会計検査収支科目の説明の図より、平成28年度における収支計算書上の支出の部に係る出場訓練費には、災害、各種訓練等に係る諸経費のみならず、各種訓練等に参加した後の慰労費(飲食代)が含まれており、各種訓練等に係る実態経費を把握することが困難な状況である。 次に、所管部署における指導・監督について、指導・監督する立場である所管部署の管理の運用状況が不十分な点が挙げられる。交付金は、統合後の平成22年度から平成28年度まで、収支計算書の項目内容等の見直しは実施されなかった事実がある。 なお、所管部署では、平成29年度より収支計算書の項目内容の見直しを実施しており、災害、各種訓練等に係る諸経費のうち、出場訓練費(公費的経費)とし、各種訓練等に参加した後の慰労費(飲食代)を訓練慰労費(費用弁償的経費)と区分を明確にしている。なぜ、平成29年度より収支計算書の項目内容等の見直しを図ったのかという合理的な理由が乏しいことは否定できないものの、現在の所管部署担当者において交付金に係る収支計算書の適正な実績管理に向けての取り組み並びに姿勢は評価できる点と考える。</p>	指摘	<p>収支計算書の項目につきましては、適正な事業実施のため、平成29年度より会計処理要領の見直しを図っております。 今後も、必要な見直しを適宜行いながら、適正な会計処理に努めてまいります。</p>	措置済
1	29	343	総務部	防災対策課	<p>第4章 各部別 各論 (交付金) 1. 都市建設部 No115. 久留米市消防団運営費交付金 (3)結果 (意見1) 平成29年度より収支計算書における勘定科目の見直しを実施しているものの、各消防団等において事務作業の混乱をきたさぬよう、所管部署による運用方法変更の周知活動が重要であり、かつ当該活動を継続し運用の定着を図ることが重要である。 また、下図における消防団運営事務費及び消防団活動費について、当該費目間における予算金額の振替えは実施しない。したがって、収支実績を確認するにあたり、費目間における振替え処理がなされていないことを検証する体制並びに精査方法を構築することが必要である。 最後に、消防団の活動自体は地域貢献の観点から地域防災力の向上及び消防団員の士気高揚など必要な活動かつ重要と考えられる。したがって、臨時的な大規模災害等が発生した場合には、消防団の活動経費等も増加することが見込まれることから、既存の予算額の範囲内における活動経費では十二分に賄いきれない側面もあることは否定できない。当該事案が発生した場合には、予算額を上方修正し支給額を増額する等の柔軟な見直し等を図ることも必要と考えられる。</p>	意見	<p>平成29年度に会計処理要領の見直しに伴い、収支計算書の項目の変更を行い、補助交付団体に対して適宜説明を行ってまいりました。今後につきましても、運用の定着に向けて、消防団幹部会議などを通じて、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと考えております。 また、大規模災害等が発生した場合の活動経費につきましては、事案が発生した場合は、関係部局等との協議等を含め、必要な対応を図っていきたくと考えております。</p>	措置済